

## 文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年3月5日（月）午前8時57分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

久保史睦君	阿多己清君	植山利博君
川窪幸治君	池田綱雄君	松元深君
有村隆志君	宮内博君	愛甲信雄君
山田龍治君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	越口哲也君	保健福祉政策課長	田上哲夫君
長寿・障害福祉課長	池田宏幸君	清水保育園長	新窪政博君
保険年金課長	有村和浩君	保健福祉政策課主幹	種子島進矢君
長寿福祉グループ長	住吉一郎君	長寿・障害福祉課主幹	久木田勇君
長寿・障害福祉課主幹	福永義二君	保険年金課グループ長	末増あおい君
長寿福祉Gサブリダー	秋丸健一郎君	障害福祉Gサブリダー	白鳥竜也君
政策グループ主査	稲留幸一郎君	税務課長	西田正志君
収納課長	谷口信一君	収納課長補佐	萩元隆彦君
市民税グループ長	岩元勝幸君	市民税Gサブリダー	入來克浩君

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第3号 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第4号 霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

議案第10号 霧島市国民健康保険基金条例の制定について

議案第11号 霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

## 条例の制定について

議案第 14 号 指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センター）

陳情第 4 号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

陳情第 5 号 霧島市の医療を充実するための陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8 時 5 7 分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る 2 月 20 日の本会議で付託されました議案 7 件と、継続審査になっておりました陳情 2 件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは、さっそく審査に入ります。まず、霧島市障害者福祉作業所あいご園と霧島市隼人老人給食センターの現地調査を行います。ただちに、警察署側ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8 時 5 8 分」

---

「再 開 午前 1 1 時 1 0 分」

### △議案第 3 号 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について 及び

### △議案第 14 号 指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センター）

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、現地調査が終わりました。次に、議案第 3 号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び、議案第 14 号、指定管理者の指定について、一括して執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第 3 号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び、議案第 14 号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。まず、議案第 3 号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。本案は、霧島市福山老人給食センターの業務を霧島市隼人老人給食センターに集約したことから、本条例の所要の改正をしようとするものであります。続きまして、議案第 14 号、指定管理者の指定について、説明いたします。本案は、霧島市隼人老人給食センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。今回の提案内容につきましては、指定管理者として社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定期間、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間として管理を行わせようとするものであります。なお、詳細につきましては、

担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

それでは、議案第3号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び、議案第14号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。まず、議案第3号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。霧島市福山老人給食センターにつきましては、これまで福山地区の配食の月曜日から金曜日の調理を行ってまいりましたが、経費節減及び事業の合理化を図るため平成29年12月からこれまでも福山地区の土曜日と日曜日分の調理を行ってきた隼人老人給食センターへ業務を集約したことから、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。続きまして、議案第14号、指定管理者の指定について、説明いたします。霧島市隼人老人給食センターにつきましては、平成27年4月1日から社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定管理者として直接指定しておりましたが、平成30年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。提案理由としまして、霧島市隼人老人給食センターにおいては、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会が管理運営することにより、現在まで蓄積した管理・運営技術や専門的技能などを活用することで、施設の効果的、効率的な運用が見込まれることから直接指定しようとするものでございます。なお、指定期間につきましては、霧島市隼人老人給食センターが隼人総合福祉センター内にあり、同総合福祉センターの指定管理者が霧島市社会福祉協議会であり、かつ、その指定期間が平成31年3月31日までとなっているため、一体的に指定管理を行うため、調整として1年間としております。以上で、長寿・障害福祉課の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第3号で、福山地区の配食の月曜日から金曜日の調理をしてきたと。そして、福山地区の土曜日と日曜日の分の調理を行ってきた隼人老人給食センターへ業務を集約したということなのですが、ここの意味というのは、福山のほうを廃止して隼人に集約するとも受取れる文言になっていますが、この辺をもっと詳細に説明いただけますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

老人及び障害者に向けての配食事業というのを、霧島市は平成18年以前の事業からずっと引き継いでやってきておりますけれども、当初、隼人、福山、牧園、国分の政典会の給食センターということでそれぞれ調理をしてまいりました。このうち、隼人、牧園、福山は、社会福祉協議会が指定管理を受けて運営をしてきたということでございます。御承知のとおり、効率化ということがございまして、牧園を隼人に集約し、隼人の給食センターの調理能力に余剰ございましたので、今回、11月いっぱいをもって、福山の給食センターを隼人のほうに集約したということでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、福山のほうは廃止して、隼人に全部一括していくということの理解でいいわけですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

調理についてはそういうことになりますけれども、今までの牧園も、今後の福山もそうですけれども、配送拠点として、そこに一旦持って行って、そこからそれぞれの御自宅に運ぶための配送拠点としての機能は、それぞれのところに残っているということでございます。

○委員（前川原正人君）

今回、福山の老人給食センターは、調理をするというのはなくなるけれども、配送だけについては、しっかり人員も配置をして対応していくんだという理解でよろしいわけですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、効率化を図るといのが大きな一つの目的であると思えますけれども、そこで働いている人たちが、今度は削減されていくということになると思うんですが、そのことについて、これまで何人で対応していて、その後何人で対応をして、どのような形態で配食を提供すると考えていらっしゃるのか、お聴きしておきます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

聞いている情報によりますと、お二人の方が調理と配食をされていたようでございます。今回、隼人に集約されることで、勤務先を隼人にというようなお声かけもしたようでございますが、お二人お辞めになったと伺っております。

○委員（仮屋国治君）

参考までに、福山と隼人の今までの配食数を教えてください。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

福山が調理をしておりました直近の月で申し上げますと、11月に福山で1,364食、調理をしているようでございます。1日2回ということでございますので、1回の調理にしますと30食足らずというような調理数になるようでございます。隼人につきましては、11月で6,436食調理いたしております。

○委員（前川原正人君）

この決定に至った背景というのは経費節減が大きな目的なんだろうと思えますが、計画としては、いつぐらいからこういう計画の下で、結果と言ったらおかしいですけど、こういうことになったのか。というのが、行政サイドの考え方で、やるならやるで説明責任を果たして、その上で、嫌とは言わないでしょうけれども、やはり双方の理解納得の上でやっぱり進めるべき性格のものだと思うんです。ただ、一番の問題というのは、働く場所が無くなるということが懸念材料なんです。ですから、通勤が長くなったりとか、自宅から短い時間ですぐに勤務に就ける、そして、急用ができればすぐに対応できるという、そういう側面もあるわけですので、これまで雇用されていた人たちの、もう辞めたから終わりではなくて、それに至るまでの計画が、どういう状況の中で進められてきたのかというのはお知らせいただけますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

社協にお願いしております配食事業の効率化、合理化というのは、合併直後の頃から課題になっておりまして、平成20年10月に、市が社協の求めに応じて配食サービス活用事業等の収支改善提案というものを行っております。この段階で、やはり今までに閉めていただいている牧園の調理場、福山の調理場というのは、高コスト体質であるということで、隼人に調理能力があるので、そちらに統合してはどうかという提案をしておりましたので、それからの話でございますので、概ね8年から9年掛かって、牧園から福山まで整理をしていただいたというようなことでございます。

○委員（前川原正人君）

一番気になったのは、提案理由の中で、「霧島市福山老人給食センターの業務を、霧島市隼人老人給食センターに集約したことから」と。普通だと、議案が出る前に集約するのではなくて、議案が議決された後、集約するというのが手順だと思うんです。これは文言の違いもあると思いますけれども、集約したことだと、やった後の事後承諾なわけです。現実、集約されたわけでしょう。それを考えると、本来、その前に議決がなければ、議会が無視されて、やった後に事後承諾というのはちょっと問題ではないんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

少し議会軽視ではないかというような御質問だと思いますけれども、この老人給食事業の委託をしております、委託先であります社会福祉協議会が判断されたことございまして、社会福祉協議会が、もう福山の調理場は使わないとのことで言ってこられましたので、市として、そうであれば給食センターは役目を終えたのではないかということで、今回の提案に至ったというところでございます。

○委員（前川原正人君）

それは言い訳にしかならないのであって、実際、これは行政財産としての市の持ち物です。だから、そこを、社会福祉協議会がこういう方向だからと言うのであれば、その前に議案を出して、そして議決を得た上で、事を運ぶというのが普通の手順ではないんですかね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回、福山の給食センターが、事実上使わなくなったということで、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例を改正するというところございまして、建物と致しましては、今後も霧島市の普通財産として残るわけですから、その部分は、今回、行政財産であったものを普通財産に変えるために設置目的を廃止するというところございまして、私どもと致しましても、社会福祉協議会がもう使わないと言われたことを受けて、今回の条例改正を提案したというところでございます。

○委員（仮屋国治君）

指定管理のほうで、指定管理料を、今までの隼人、福山分と、今度の指定管理と、三つ教えてください。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

隼人につきましては、福祉センターの管理運営費として953万5,000円。福山については今調べて御報告申し上げます。【8ページに回答あり】

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

少し御説明申し上げたいと思います。今、種子島主幹が申しましたのは、いわゆる隼人総合福祉センターの管理委託料でございます。福祉給食センターの部分につきましては、当然、配食事業として委託いたしておりますので、その部分で設備の管理、配るための車の費用、保険、車検、食材費も含めてみておりますので、給食センターに対する指定管理料というのは発生しておりません。ですから、今調べさせておりますけれども、これも、福山老人給食センターが併設されております牧之原老人憩の家の指定管理委託料ということになってまいります。その数字は後ほど御説明申し上げます。【8ページに回答あり】

○委員（仮屋国治君）

ということは、配食分は委託費であるので、指定管理料としては大して差は出てこないという認識でよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

差がないといえますか、社会福祉協議会の中で、配食数により、それぞれに分けていらっしゃるという考え方でございます。ですから先ほどお話ししましたように、11月分の隼人は6,436食、福山は1,364食でございますけれども、12月には隼人だけで7,833食作っておりますので、隼人のほうに重点的に経費がまわされるということになってまいります。

○委員（徳田修和君）

議案第3号のところ、先ほどから「調理能力があるため」というような御説明を受けております。あそこは、1回の調理能力が250食あると確認しているんですけども、実際、給食となると、お弁当箱の形状から、180食くらいが1回の調理は限度だという調理師の御意見もお伺いしました。今、平日で1回165食作っているという説明ですが、単純に給食の数なのかはちょっと確認が取れていないんですけども、1回30食程度を出しているのであれば、180食を超えてくるのではないのかなと思うんですけど、その、お弁当を準備するようなスペースとかは、集約した後も対応できるのかというところを確認させてください。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

委員が言われるように、最大ではそれくらいの食数になってくると思うんですけどもお昼御飯と夜御飯と別々に調理を致しまして、私どもが聴いておりますのは、最近市の委託分についての調理というのは隼人のほうでお昼だと100食前後と伺っているところでございます。そういうことで、まだまだ能力もございまして、当然ながら調理器具等につきましても、福山も隼人も全て市の施設でございまして、更新をするとすると全て予算の中からということになってまいりますので、1か所に集約いたしますとその分、予算の重点化も図れるのではないかとということで私どもは考えておりますので、当然調理能力に不足が生じるような事態がございましたら、それは設備面での改善というものも今後図ってまいりますし、あと、旧国分市からお願いをしております社会福祉法人政典会の給食センターのほうも、まだ調理能力は少し余剰があると聴いておりますので、そういうところで役割分担をしながら当面の間は事業運営できると考えております。

○委員（池田 守君）

福山老人給食センターを廃止するということですが、現在ある調理器具とか備品等はどうかになりますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

現在ある備品設備の中で必要なものは隼人のほうに持って行って使うということになってまいります。あと、もし全庁的にもそのほかにも調理をするところがございますので、そういうところに少し声掛けをして、必要なものは移設をして使うということも考えていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

議案第3号の中で、先ほどから経費の節減でということ理由として言われているわけですが、節減の金額はどれくらいになるのでしょうか。今度は今までの配食については他の方がまた配食をしていくということになるであろうと思いますが、今後の見通しですね。廃止をすることによる節減の金額、今後また2人体制で配食をしていくという、食数にも左右されていく部分でもあるんですが、その辺についてをお知らせいただけますか。

○長寿福祉グループサブリーダー（秋丸健一郎君）

平成28年度の社会福祉協議会の配食の決算ベースで、センター当たりの調理コストを計算しております。隼人の給食センターにおきましては1食当たりの調理コストが525.43円でございます。一方で、福山の給食センターにつきましては529.99円でしたので、4.5円程度1食当たりのコストの違いはあるようです。ですので、この部分がスケールメリットによって更にコストが低下していくのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

それは1食当たりで計算した場合なんですけれども、例えばその人件費が幾ら減ってとか、食材費は今おっしゃるように食材数によって大体4.5円ぐらいの差が出るだろうというのは計算上出るわけです。しかし、課長の説明では、予算の配分がしっかりやられて削減することで、一つの集約化が進むわけですね。ですから、それによって例えば年間幾らくらいの、これもあくまでも決算ベースではじき出さないと出てこない数字だと思うんですが、そのことが大体今後平成30年度見込みとして、幾らくらいの経費節減になるんですかということお聞きしているんです。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今の御質問に対して答えになるかどうか分かりませんが、配食につきましては、1食当たりの弁当の単価というのを決めております。その単価の中で運営をしていただいておりますので、当然ながら、その部分で余り大きな差は出ないと。ただし、施設がいずれも老朽化しております。そういう中で、例えば今年も1件はございましたけれども、冷蔵庫が急に壊れたとか、あるいはそれ以外の調理器具が壊れたというのが重なったときには、分散をしているよりも集約化をしていたほうが、大きな支出が出てきたときに差が出るかと考えております。両方にあるよりですね。そういうことで、確かに言われるように、身近なところで調理をするというメリットがないわけではないんですけれども、市が投資するということを考えたときに、やはり設備の老朽化とかそういうものを総合的に勘案すると、集約していただいたほうが良いと考えたところがございます。それから、4月以降、この配食の事業について少し見直しをしようかと考えております。そういう中で、やはり高コスト体質である周辺部のところの配達コストについて少し手厚くするような改正をすることに致しております。それと、これまでは

同居家族がいると、原則食事を取ることができなかつたんですけれども、いわゆる日中独居という昼間の家族が働いていて食事の準備をしてくれる人がいないというような方々も利用できる、あるいは、夜勤の方々も今はいらっしゃると思いますので、そういう家族がいない時間帯の食事についても配食ができるというようなことで制度改正をしたりとか、あるいは少し料金体系も見直しを致しますけれども、減免という形ではございますが、非常に生活困窮の方々、想定しておりますのは介護保険の普通徴収になる方ですね。年金等の収入で18万円以下というような方々については、1食150円で提供するというようなことも考えておりますので、今後は今まで以上に使いやすい制度になるのではないかと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

配食については先ほどおっしゃるように福山のほうは2名体制でやるんだよということなんですけど、要は今まで使っていた施設の部分。社協の一角ですね。ちょうどあれは西側になりますかね。ここの利活用については、どのようにお考えなんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

先ほど御質問ございましたとおり、設備について使えるものはそれぞれのところ、学校給食センターもございますし、それから保育園の調理場もございます。それから横川長安寮もございますので、調理をするようなたくさんの方に声掛けをして、使えるものは必要な所があれば使っていただくということになります。あと建物ですけれども、建物については、牧之原老人憩の家の一部でございますので、牧之原老人憩の家と一体的に今後も管理をしていくということになってくると思います。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、今おっしゃるように老人憩の家の一角に給食センターがあったわけですね。だから、例えば配食をするための一つの中継基地として使っていくのか、それとも配食は2名ということで先ほどおっしゃいましたけれど、2名はそこには来ないで、直接、隼人のほうから行ったりするのか。それとも今まであった部分をほかの部分で活用するとか、そういう予定がありますかということをお聴きしているんです。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

配食を利用される方の数にもよると思うんですけれども、2ルートある場合は隼人から福山まで運ぶのに2台で運ぶのは無駄がございまして、そういう意味で1台で運んで、あそこ今の給食センターのところで2台に積み分けて配達をするというような形で、2ルートの場合は想定できるのではないかと考えております。積み替えするためには、やはり雨の日がございまして、屋根がないといけませんので、そういうことで使用する部分も出てくるかと考えております。

○委員長（平原志保君）

先ほどのコストの件についてよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

先ほどお尋ねがございました牧之原老人憩の家の指定管理委託料でございまして、こちらについては、140万円程度。毎年少し増減がございましてけれども、140万円程度の金額で委託を致しているところでございます。



○委員（仮屋国治君）

給食センターの機能がなくなるということで、この金額は将来的には若干下がると考えてよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

こちらのほうは、ほぼ毎年定額で、老人憩の家のほうでかなり掛かりますので、警備費用などで少し給食センターも入っておりますけれども、大部分は老人憩の家の分でございますので、さほど変化はないかと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにございませつか。「なし」と言う声あり] ないようなので、以上で、議案第3号及び議案第14号に対する質疑を終わります。

#### △議案第4号 霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

続きまして、議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定に伴い、市内外に障がい者の方々が通所可能な民間事業所が多く開設されたことから、利用者が減少し定員割れが続く溝辺地区の霧島市障害者福祉作業所あいご園を廃止することとしたため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。施行期日は平成30年4月1日となっております。以上で議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

財政状況は非常に収支が赤字だということを現地でお聴きしましたけれども、どのような状況になっているか具体的にお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

平成27年度及び平成28年度のあいご園の作業所内の決算内訳をこちらのほうで徴収しておりますので、御説明申し上げます。平成27年度で、社協の持ち出し支出が108万円あったと聞いております。全体の支出合計が618万745円。このうち、社協持ち出しが108万4,208円だと聞いております。一方で、市のほうが補助金として220万円、また委託料として140万円を支出してお

ります。その他の収入等につきましては、利用料，手数料。その他の受託収入となっております。平成28年度の収入支出について御説明申し上げます。平成28年度の決算額でトータル661万5,126円。市補助金が同じく220万円，委託料が140万円となっております。事業収入その他がございまして。それから利用料が昨年度は非常に多く入ったということで，社協からの繰入れはゼロだと報告書を頂いております。

○委員（仮屋国治君）

その収入と支出の金額を合わせてみてもらえないかな。市から220万円，委託料で140万円。で，雑入があったということだけれども，雑入で幾らほどあつて収入額が幾ら。で，支出が幾らで何々があるということで御説明いただきたい。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

失礼いたしました。では，改めて御説明を申し上げます。平成27年度決算で，市の補助金が220万円，委託料が140万円，事業料収入として129万3,337円，その他受託収入として20万3,200円，雑入なし，社協財源収入として108万4,208円。合計で618万745円ということでございまして。これに対しまして支出は，人件費が442万6,104円，事業費として168万8,457円，事務費として6万6,184円，支出合計が収入決算と同額で618万745円となっております。続きまして，平成28年度の決算について御報告を申し上げます。収入の部。市補助金220万円，委託料140万円，それから事業収入134万9,126円，その他の事業収入166万6,000円，収入合計が661万5,126円です。支出の部にまいります。人件費446万6,750円，事業費150万365円，事務費7万3,660円，以上しめまして604万775円となっております。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

この障害者作業所の補足をさせていただきたいと思っております。障害者作業所として，例えば似たような形態でございまして，国分の障害者作業所がございまして，現在はコスモス園ということでNPOで運営されております。こちらは障害者自立支援法の制度が開始されておりますので，市から指定管理者として指定しておりますけれども，運営について補助金は1円も支出していないわけで，障害者自立支援法の中で，サービス利用料，サービス提供の費用として収入がある中で運営をされているという形態でございまして。一方このあいご園につきましては，障害者自立支援法の制度を活用せずに，従前からある障害者作業所として運営されておりますので，毎年，先ほど申しましたように220万円と140万円，合計360万円の費用を市からお支払いして運営していただいているんですが，それでも年度によっては赤字が生じていて，社協に御負担を願っているという状況であるところが一番大きな違いでございまして。

○委員（仮屋国治君）

平成28年度はプラスが出たということですよ，56万円。事業所だけの決算でいきますと。その出た分は社協にまた戻っていくという流れでよろしいんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

そのように理解しております。

○委員（仮屋国治君）

市からの360万円ですけども，財源は何ですか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

地域生活支援事業補助金として国県の補助が入っております。比率は国が二分の一、県が四分の一でございます。ただし、地域生活支援事業は国のシーリングがございまして、当初の予算要求では今申し上げた数字で要求いたしますけれども、実際交付されるのは7割を切っております。国の交付率が7割を切っておりまして、国の交付率に合わせて県が切ってくるものですから、県の交付率も下がります。なので、通常、市の補助金を220万円お出しした場合、四分の三が本来補助金なので、165万円は補助金のはずなんですけど、これの65%程度しか入ってまいりません。110万円をちょっと切るくらいしか入ってまいりませんので、残りは一般財源ということになります。

○委員（仮屋国治君）

委託料も同様ですか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

委託料は全額一般財源となっております。

○委員（前川原正人君）

議案第4号の関係で、平成30年度から廃止していくということで、理由が、民間事業所が多く開設されているということと、定員に満たなかったことが長く続いてきたということが大きな理由になっているわけですが、その中で、こういう施設があるんだけど、そこは利用しないで、民間がたくさんあるということで、あいご園という公的な機関があるにも関わらず民間に行くという分析ですね。そういうふうになっていく要因をどう分析されているんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

先ほど申し上げましたとおり、設置当時の障害者の小規模作業所の目的として、長い期間ずっとその方が利用するというのを最初の目的として想定いたしておりません。作業をしたり、あるいは規律ある生活をする中で、例えば5年とかで卒業していただいて、次に新しい人が入ってくるということを想定しているのが、この小規模作業所と言われるものでございます。一方、現在、民間でかなりできておりますB型作業所というようなものは、いわゆる日常的に通い続けるものでございますので、そういうものが身近にたくさんできたことによって、いわゆる作業所の役割を終えたのではないかと考えているところがございます。それと、ちなみにここで申し上げますと、ほとんどの方が、開設当時からずっと通っている方だということでございます。先ほど申し上げたように最初の設置の目的というところからも少し違ってきているのかなという感じは受けているところでございます。

○委員（前川原正人君）

条例案が可決されれば無くなるということになっていくわけですが、この利活用ですね。今までの経緯の中で、霧島市へ平成20年7月10日に寄附採納された経緯があるわけですが、この利活用です。今後あのまま置いておくのか、それとも、広く市民の皆さんが使えるような施設として何らかの方策があるのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回、この設置管理条例の廃止が可決になりますと、いわゆる普通財産として管理をすることになってまいりますので、今後、公共施設マネジメント推進本部を含めて、全庁横断的にこ

の建物の今後の利活用方向は考えていくべきものと考えておりますので、そちらでの議論をお願いしたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

それと一番気になるのが、先ほど現地も見させていただいて、指導員が2名いらっしゃると。この方たちは社会福祉協議会の職員ということで業務を担っていらっしゃるわけですが、この方たちの処遇はどのようになっていくのでしょうか。行政とは別の組織ですので、社会福祉協議会の裁量部分とは思いますが、どのような形態になっていくのか、お示しいただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

こちらの指導をされている女性職員がお二人いらっしゃいます。実際、溝辺町の手をつなぐ親の会が設立した当初から指導をされているんだとお聴きしております。今後、あいご園が終了した場合でも、社会福祉協議会のほうで今後の処分については聴き取って活用していくと伺っております。

○委員外議員（植山利博君）

結局、自立支援法ができてから民間のそういう施設が非常に増えてきたということで、サービスも充実しているということで、そっちへ流れる。そのことが、市の負担もないということで、保育園なんかの民営化とも似たような流れにあると思うんですけども、民間のそういう施設が何か所くらい、例えばここ4、5年くらいの間に増えて、そのキャパは何名くらい増えたものか、お示しいただけませんか。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

現在、霧島市内に限りますが、就労継続支援B型事業所、いわゆる作業工賃を支払って労働基準法には適用されない、契約にはならないというB型事業所が、21か所ございます。その他、契約をしているA型事業所が4か所。霧島市内の方でも、お隣の始良市の事業所を御利用いただけますので、始良市の資料は手元にはございませんが、溝辺地区の方は比較的、始良市の事業所をお使いになることが多いとも聞いておりますけれども、今回あいご園の利用者の方々が、もちろんサービスを終了するに当たって、ただ無くなりますよというのは余りいいことではないので、私どものほうで高齢の方についてはケアマネージャーさん、65歳未満の方については障害者の相談支援専門員、そういったところに事前に連絡をして、あいご園が終了するので行き先についてしっかり見てみてくれないかということで連絡をしております。その場合に、始良市のB型事業所へという方が5名いらっしゃると。現地でも御説明申し上げましたが、今年度契約をしておられる方が8名くらいおられたんですけども、そのうち5名の方が始良市のB型事業所へという計画が立っております。残りの3名については、お一人は亡くなった。お一人は非常に高齢で、高齢者のデイサービスを利用する予定だと。もう一人の方は、40代の方なんですけど、てんかん発作が頻発しているの、体調管理を優先すると聞いております。一応、あちらの施設を使用される方についての全ての行き先は確定していると御理解ください。

○委員外議員（植山利博君）

数は分かったんですけど、最近、ここ4、5年で急に増えてきているというのは実感しているんですけど、例えば5年前は何か所あってというのを知りたいわけです。急激に増えて

きたという認識は持っているんですけど。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

就労継続支援B型事業は、平成25年度の制度改正によって設置されております。なので、平成25年度にはゼロだったわけです。それから21か所に増えたと御理解いただければと思います。

【13ページに訂正発言あり】

○委員（前川原正人君）

先ほどあいご園も見させていただいて、指導をされる方とも話をさせていただいたんですが、昨年の5月に閉園になるということをお聞きしたと。それも直接ではなく周りから聞いてきて、利用者も少ないというのも分かっているんだけど、地域の横川や溝辺周辺からの利用者がありましたと。本来だったら利用者が少ないから削るのではなくて、もっと説明をしっかりとっていただいて、その上での理解と納得があればまだいいけれど、利用者の人たち、その家族の人たちも、ちょっと不満が残っているようなこともおっしゃったんですが、それなりの説明はされているとは思いますが、まだじっくりきていない。言葉は悪いですが、行政に対する不信がやっぱりあるみたいな感じもあったんですね。ですから、ここはちゃんと話をして、もっと寄り添ったやり方は必要ではないのかなと思うんですが、廃止すればそれで終わりではなくて、今後のケアとして、そういうところも配慮が必要ではないですかね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

少し経緯を申し上げたいと思います。私、前職が財産管理課長でございましたので、平成27年3月に霧島市公共施設管理計画ができたわけですが、この計画ができた時点で、当時の長寿・障害福祉課としては、あいご園のサービス提供をやめるということは既に決定しておりました。その段階から、運営している社会福祉協議会と協議は進めていたわけですが、そここのところがうまく従業員の方々に伝わっていなかったのではないかと考えております。昨年3月には、溝辺地区の自公連の方々にも、あいご園は平成30年3月いっぱいまで終わりですということも、一年前には御説明いたしまして、そういう経緯を踏まえて、それが終わりましたから、今年度に入りまして利用者の方々にも6月くらいの時点で、御家族と御利用者に対してお手紙を差し上げまして、今回の条例提案に至っているという経緯でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにごございますか。[「なし」と言う声あり] ないので、これで議案第4号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時 8分」

「再 開 午後 1時 8分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで長寿・障害福祉課福永主幹より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○長寿・障害福祉課主幹（福永義二君）

午前中の部で、植山議員の御質問に対して答弁いたしました。一部間違っておりましたので訂正させていただきます。就労継続支援B型事業について、制度改正がなされたのが平成25年ですと申し上げましたが、正しくは平成18年の誤りでございました。平成18年がゼロで、その後、現在の事業所数になっているということでございます。ちなみに、平成26年3月3日現在の資料が手元にごございましたのでカウントいたしましたところ、平成26年3月現在、B型事業所は8か所でございます。以上を追加しまして答弁を訂正させていただきます。

### △議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

それでは、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの3か年間の「霧島市すこやか支え合いプラン2018」で計画いたしました第7期介護保険事業計画を実施していくために、介護保険条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

引き続き、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。改正内容につきましては、介護保険料の設定に当たり、基準となる第5段階を月額5,980円、年額7万1,760円とし、それぞれ所得段階ごとに基準額に調整率を乗じて得た額に改定するとともに、公費による低所得者の保険料軽減を強化するため、第1段階においては、更に調整率を0.05上乗せいたしました軽減するものでございます。あわせて、介護保険法改正に伴い、霧島市による質問検査権について、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主等への対象者の拡充を行うものであります。なお、別途提案いたしております、平成30年度霧島市介護保険特別会計予算（議案第48号）に本件関係分も含めて、歳入、歳出にそれぞれ109億1,610万2,000円計上いたしております。施行期日につきましては、平成30年4月1日となっております。以上で、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

今、「介護保険法の改正により質問検査権の対象範囲が拡大されたことに伴い」ということで、ここの御説明を頂いたんですけれども、少し分かりにくかったものですから、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

これまでは第1号被保険者のみであった所得を含めた質問検査権だったのが、今回、第2号被保険者も含めてということでございます。配偶者も含めてということになっております。

○委員（前川原正人君）

本会議の中で議員の中から、昨年9月時点で約6億6,000万円の基金があると。そのうちの4億円を財源に充てたということ御報告を頂いたわけなんですけれども、今回、すこやか支え

合いプランの次の段階で策定しなければならないわけですが、現在、年金も減り続ける中で、どうしても財源の調達はやっていかなければならないし、介護保険自体が保険料は取られても使うとなると認定審査会とか様々なハードルを越えて初めて使うと。使ったところで1割若しくは2割の負担が生じていくということになりますと、介護が本当に必要な人たちが必要な時に受けられないという、国策の部分もありますが、市としてもっと負担軽減をするという点でどういう議論をされてきたのか、お聴きしておきます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

介護保険制度につきまして、まず介護保険料については、65歳以上の第1号被保険者という方々に納めていただく金額が原則として法律で決まっているということでございます。全体の費用について介護費用に対する率というのが定められておりまして、今回の期については23%ということでございます。で、これが例えば前の期ですと22%ということでございましたので、まず最初の時点で1%多く、これは国としては高齢化が進行していくので、制度として全体の半分は保険料で賄いますというしくみになっていますので、あとは保険料で賄う分を40歳から64歳までの第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の割合をどう変えていくかということなんですが、概ね3年ごとに65歳以上の方の分が1%ずつ増えていき、反対に65歳未満の方の分が1%ずつ減っていくということで、これまできているようでございます。そういうことで、今回23%になるわけですけれども、その分だけで1%保険料を多く徴収しなければならないということになります。単純に計算いたしますと、保険給付費が今概ね100億円を少し切るくらいで90億円とかそのくらいの金額で推移しておりますので、毎年度、1%増えることによりまして、1億円ずつは多く保険料を徴収しないといけないわけですから、3年間で合計3億円は保険料を、ただそれだけで多く徴収しなければならない。そのほかに、当然ながらサービスの充実分ですとか、あるいは、今回は国は介護報酬を0.5%程度引き上げることとございますので、そうすると、個別のサービス内容についてはそれぞれ増減がございますので言いませんけれども、全体として0.5%上がると当然ながら保険料も0.5%多く影響を受けてくるということで、そういうものだけでも今までの保険料より下げて賄えるという計算は出てこないわけですし、その中で負担軽減をどうやっていくかと。あと、国が出しております3原則「一般会計からの繰入れはしない」「収入のみに基づいた減免はしない」「全額減免はしない」これが国が示している指針でございます。一般会計からの繰入れをしない、赤字補填の繰入れをしない。法定負担分は当然入るわけですけれども、赤字部分、つまり保険料が足りない部分を繰り入れるということはしないというのが指針でございますので、そうしますと、介護給付費準備基金をどれだけ活用して保険料の上昇を抑えるかというような検討になってくるわけとございまして、その辺の検討をした上で長期的な視点に立って6億円強あった基金のうちの4億円を活用するというようにしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

標準の保険料で5,760円上がるわけですが、他の市の場合を見てみると、霧島市の段階とは別に志布志市になりますと、12段階区分に区分けしているわけです。ですから、課長がおっしゃるように繰入れをしない、収入のみを見て減免をしない、全額減免はしないという厚労省が出している指針があるわけですが、やり方としては、志布志の場合だと12段階にして、しかし

中間層の部分を細分化して負担を抑えるという議論はなかったんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

本会議でも申し上げましたが、国が標準的に示しております9段階ではなくて、それよりも多い段階設定をしている市が県内で4市あるようでございます。方法として二つございまして、委員が言われたような、国が示している最高が基準月額に対して1.7を掛けるということになっているわけですが、基準額から1.2, 1.3, 1.5, 1.7といく間のところを細かく設定するというのであれば、その部分の保険料は不足するわけですから、当然、全体的に引き上げ幅が大きくなるということになってまいります。一方で、鹿児島市などが実施されているように、9段階の1.7のところを1.85, 10段階を2.0, 11段階を2.1, 12段階を2.2という設定をされておりますが、こういうやり方をすると、所得の多い方々からたくさん納めていただくこととなりますので、相対に所得の低い方の部分は全体として軽減ができるということになります。今委員が言われたように、中間層の部分、一番上のところの率を超えないままに調整をしますと、全体的に引き上げ幅が大きくなるということになってまいります。

○委員（前川原正人君）

そうすると、今後の見通しとして、この計画に基づいて保険料は徴収され、保険給付費についても上下はするでしょうけれども、例えば各段階層の人数、割合ですね、どれくらいで見積もっていらっしゃるのですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

これも計画書の中に載っていますが、平成30年度、2018年の場合で申し上げまして、第1段階26.9%、第2段階を13.3%、第3段階を10.7%、第4段階を10.5%、第5段階を10.7%、第6段階を10.6%、第7段階を9.5%、第8段階を4.6%、第9段階を3.2%と計算しております。それぞれ2019年、2020年と計算しているところでございますが、全て申し上げたほうがよろしいですか。

○委員（前川原正人君）

一方で、今までの実績からみたときに、保険給付費というのは生きていますので増減があって、それに見合った金額を最低限持っていなければならないと。また、保険給付費が請求があれば、当然それに伴って支払いをしていくというのは、当たり前なことなんですけれど、そうすると、今回の保険料の改定によって、平成30年度末の基金残高をどれくらいで見通しを考えていらっしゃるのですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

はっきり申し上げて、まだ今のところ見込みができないところでございます。と言いますのは、財政調整交付金の額によって大きく変わってまいります。毎回申し上げておりますとおり、財政調整交付金というのは、標準的に国は介護給付費の5%と言っておりますけれども、霧島市の場合は所得の少ない高齢者が多いということで、財政調整交付金の割合が、毎年度変動しますけれども8%とか9%とかという額で来ております。ですので、この計画で標準より多い額である程度見込んでおりますけれども、その部分がどれくらい増減するか、これは日本全体の財政調整交付金ですので、日本全体の景気の動向にも左右される部分がございますので、いわゆる地方交付税と同じように基礎数値を上げて国が決めた額ということになりますので、



そこが全く想定できない部分でございまして、あと、保険給付の伸びの増減によりまして変わってくる場合がございますので、なかなか現時点で想定ができないところがございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」という声あり] ないようですので、これで、議案第5号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時27分」

---

「再開 午後 1時28分」

### △議案第11号 霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

続きまして、議案第11号、霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

議案第11号、霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、御説明申し上げます。今回の制定は、介護保険法の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、居宅介護支援事業者の指定権限が、鹿児島県から本市に委譲されることに伴い、本条例の制定をしようとするものでございます。定める内容は、居宅介護支援事業者の事業の運営に関する基準でございます。なお、鹿児島県が定めた条例に倣い、厚生労働省で定める基準を本市の基準に適用するものでございます。施行期日は平成30年4月1日となっております。以上で、議案第11号、霧島市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

県から権限が委譲されることになった背景はどういったものがあるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

介護保険の中で今回言うております「指定居宅介護支援等の事業」というのは、いわゆるケアマネージャーのいる事業所。介護保険では個人の事業所は認められませんので全て法人なんですけど、NPOを含めまして、ケアマネージャーが属される事業所を指定したり、指導したり、取消しをしたりというような権限が県から市町村に委譲されるということでございます。これは、保険者機能の強化ということで、そもそも介護保険は導入の時から地方自治の試金石と言われておりましたので、様々な面で市町村に権限を移されているところでございまして、制度

も安定して運営されてきておりますことから、今回保険者の更なる機能強化ということで、ケアマネ事業所の指定権限等を市町村に移すことになったところでございます。

○委員（前川原正人君）

課長からありましたとおり、指定の権限が県から市に移っていくということで、言い換えれば市の仕事が増えるわけです。そうなりますと、現在ケアマネのいる事業所はどのくらい存在していますか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

平成30年2月1日現在ですが、市内には45の居宅支援事業所があるようでございます。そのうち、五つの事業所が休止中と聞いておりますので、実際活動しているのは40事業所というところでございます。

○委員（前川原正人君）

45あったのが5休止していて、40しか存在していないと。逆に言えば、その分を市の職員が指導したりいろいろな業務をしなければならないのですが、今の状況でそういうキャパがあるんですか。権限委譲で行政の業務が増えるわけですので、そのキャパはどうなんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

この指定指導権限につきましては、平成18年に地域密着型と言われております、市内に存在している事業所で申し上げますと、認知症型の通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、これは認知症対応型のグループホームと言われるものです。それから、地域密着型介護老人福祉施設、これは小規模特別養護老人ホームと言われるものですが、ここの部分がまず市町村の権限になりまして、その後、平成28年4月からは、地域密着型の通所介護、定員の少ないデイサービス事業所です。それから、平成29年からは介護予防日常生活総合支援事業の事業を実施している事業所、今回の居宅介護支援事業所ということで、段階的に増えてきております。今までもそういう経験を致しておりますので、業務の内容については、ある程度職員も慣れというものができていると思っております。それと、当然ながら委員が言われるように、単純に数が増えるわけですから、業務量が増えるわけですが、その部分についても総務部や企画部と相談しながら準備を進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、45あったところが40になった理由というのは、事業所の勝手なんでしょうけれど、いろいろな理由があって休止されたと思うんですが、その辺の情報はつかんではいらないですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

まだ本日現在で県の指定権限でございますので、例えば、事業を休止したいという御相談などを私どもは受ける立場にございませんので、具体の理由については把握いたしておりません。

○委員（徳田修和君）

この条例で中身を読んでいくと一番軸というのは利用者に対する虐待防止とかになってくるんだと思うんですけども、これが市に指定権限が移ることで今後の監視体制とか、どのような取組がなされていくのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

まず最初の指定の段階、あるいは6年ごとの更新申請がございますので、その段階での人員基準とかを満たしているかどうかを審査するということでございます。それと、今までの例で申し上げますと、市が指定している事業者に対しては、標準的に3年に1回定期的な実地指導という形で職員が出向きまして、書類や御本人のケアに関する書類、実態などを聴き取りを含めて調査して指導するということを致しておりますので、この居宅支援事業所に対しても同様の扱いをするということでございます。それと、苦情があった場合には、今までは私どもに苦情があると指定権限は県でしたので、県の地域振興局に指導監査に入ってくださいというお願いをしていたんですけども、これからは即座に市で指導監査に入る、あるいは監査を行った上で指導に入って監査に切替えて、不適切事案があった場合には取り消し権限も市が持っておりますので、そういう対応をしていくということになってまいります。

○委員（徳田修和君）

では、これまでよりも、より迅速に利用者の方々の見守りができるということで理解しておけばよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

委員の言われるとおりでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで、議案第11号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時39分」

「再 開 午後 1時41分」

#### △陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

それでは、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書に対しまして、1月30日に実施された所管事務調査以降の動きについて、その概要を御説明申し上げます。まず、2月8日に陳情書を提出された田中加奈氏ほか2名の方と清水保育園において話し合いの場を設けました。その中で、陳情書に対する市の考えや今後、民営化をスムーズに実施するために市として実施を予定している事項及びスケジュールについて説明をさせていただきました。さらに、清水保育園に現在勤務されている臨時職員の方々に対しましては、民営化後も引き続き清水保育園で勤務希望の場合には、履歴書を提出していただくようお願いしたところであり、今年度中に移管先予定法人による面接を予定しております。陳情者の方々にも改めて平成30年6月議会に「霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正条例案」を提案させていただき旨を説明し、平成31年4月からの民営化に向けて御理解・御協力をお願いしたとこ

ろでございます。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

それでは、今後のスケジュール等についてももう少し具体的に説明いたします。まず、移管先予定法人である国分教育学園に対しまして、移管後の保育がこれまでと大きく変化することなく円滑に移行できるように、現在の清水保育園の保育目標、保育方針を平成30年度一年間通して見ていただきたいと市として要請いたしました。また、あかつき認定こども園を見学する機会を2月27、28日の両日設けましたが、平日の昼食前みの時間帯設定ということもあり、今回は残念ながら希望者がいませんでした。4月以降、保護者の方々の希望を再度募り、見学会を実施したいと考えております。次に、臨時職員の方々の処遇につきましては、身分移管の面接の際に用いる資料として、既に退職を予定している方を除いた13人全員の方々に履歴書の提出をお願いしているところでございます。なお、移管先予定法人からは、現在の働き方を尊重する方針が示され、国分教育学園の雇用制度にない月額雇用制度を新設していただく予定です。さらに、清水保育園保護者に対する市及び移管先予定法人による保護者説明会につきましては、4月2日の入園式に開催する方向で準備を進めております。また、保護者の方々に対しましては、移管後の変更点等について主な変更点をまとめた「保護者へのお知らせ」を2月14日付けで配布いたしました。最後になりますが、今後とも引き続き保護者の皆様と話し合いながら、移管作業を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回の陳情書に対する市の考え方、今後民営化をスムーズに実施するための市としての今後のタイムスケジュールを説明したんだということでおっしゃったんですが、この2月8日の時点で、保護者の皆さんの理解度というか納得度というのはどうだったんでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

相手方3名の方とお話をする中では、今、反対運動自体を積極的に進めている状況ではないと。ただ、嘆願を集められた方々の中には、今でもできるならば法人を変えてほしいというお考えのところもあるという状況です。そして、私どもが話を進めていただく中では、あくまでも平成31年4月の民営化に向けた作業については御理解いただいております。4月2日の入園式での新たに入ってくる保護者への説明会でありますとか、今後の法人に清水保育園の行事の状況を見てもらいながら一緒に民営化後のスムーズな移行ができるように進めるということについては、御理解を頂いております。ただ、先ほど申し上げましたように、中にはまだ反対をされて、できることなら変わってほしいという思いの方もいらっしゃると思っております。

○委員（前川原正人君）

また今後も努力はしていくんだということなんですが、どうしても民営化が先に方向がしっかり決まっていて、それに向かって突き進んでいっているような気がするんです。様々な庁内での議論を経てこういう結果になったんだろうと思いますが、陳情書の人たちの意向というのは、この文面にもありますように、もっと膝をつめて話をさせていただいてその上で、という陳

情内容になっていますよね。民営化に反対しているのではなく、とにかく出された意見が反映されていなかったんだということが主になっているわけですが、そこでお聴きしたいのは、4月2日の入園式に保護者説明会をやって、これでよしということになるのか、それともやはり継続的に深いところまで保護者の皆さん方と協議が進められていくのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

委員の皆様方にも民営化に関するお知らせということでお手元に資料を準備させていただいております。2月14日付けで、どう変わっていきますよと、こういうところは変わりませんよという通知を保護者の皆さん方にもお出ししたところでございます。これについても、打ち合わせの際にこういう形で通知したいんだけどということで、3名の御理解も頂いた上でこういう形で通知させていただいたところございまして、私どもがお話をした3名の方々は、民営化に対する法人との受け渡しをしっかりと私どもにさせていただければという思いの中での御理解だと、私どもも思っております。保護者の皆様方も、今後、陳情は出したけれども、保護者全体の中でもう一回アンケートを取ったりして、この陳情自体を生かしたまま進めるのか、それとももう一回見直しをするのかとか、そういう非常に複雑な部分も持つてはいらっしゃるようございまして、私どもは誠心誠意、説明の機会等を設けて語り掛けていくということしかないのかなと思っております。

○委員（前川原正人君）

部長のお話では、その状況によっては誠心誠意、陳情者のみならずほかの保護者とも十分な協議の意向は持っているという理解でよろしいですね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

委員がおっしゃいますように、例えば保護者の皆さんからそういう場を設けるので一緒に話をしてもらえないかとか、そういう申し出があれば、十分な機会を設けて説明をしていきたいと思っております。

○委員（山口仁美君）

この見学についてお知らせのプリントが2月14日に発行されていて2月27、28日と、結構忙しいスケジュールだなと思うんです。働いている方がやっぱり多いと思うので、この2週間後に休みを取ることが出来る状況の方がどれだけいらっしゃったのかなというのは思うんですけれども、このスケジュールというのは、2月14日にプリントが配布される前にお知らせというのは週報なり何なりで保育園のほうから出されたりはあったんでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもも前の所管事務調査の中でも施設の見学会等もやってみたいという話を差し上げたかと思えます。そういう中で、2月8日に保護者の方々とお話をした時に、施設見学会等もこちらとしては予定をしているんだがというお話を差し上げました。そして、日程等につきましても、例えば1週間のうちの自分が見学したい日にできるような設定はできないかとか、いろいろな保護者の皆様ともいろいろな話もしたところだったんですが、あかつき認定こども園を皆様方も見学をされて御承知かと思えますけれども、セキュリティ対策でありますとか、ちょうどインフルエンザが流行っている時期でございまして、自由に出入りできるような体制は好ま

しくないということで、どうしても限られた2日間の昼前の時間帯しか国分教育学園側が受入れが厳しいですということだったので、今回はもう当初の予定どおり行いましたけれども、結果として参加者がいなかったということで、これにつきましてはまた、もう少し気候がよくなりましたら、広く日程を調整しながら、ぜひ多くの方に見学していただけるような設定を改めて行いたいと考えているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

この間、田中さんはじめ3名の方が陳情に見えてましたけれども、かなり感情的になっていらっしゃるようにお見受けしたんですが、その後の経過を部長から見られて、少しは気持ちの歩み寄りみたいなものがあつたのかなと思ひまして、お尋ねします。

○保健福祉部長（越口哲也君）

感覚的なものでございまして、こういう委員会の席でお話した内容を私が中立的に話せるのかというと自分なりに不安なところはあるんですが、少なくとも私どもの熱意と言いますか、そういう部分は汲んでくださいますして、じっくりとお話は頂けたところです。そういう中でも、新しい国分教育学園の運営になったとき、いい方向になるためにはどういう形にしたほうがいいのかとか、そういう踏み込んだところでの話も頂けました。それと、皆さん方が一番変化があつたのは、どうしても平成31年4月まで延期しますよということで、今の年中の保護者の皆さん方、年長の皆さん方はもう卒園ですので、年中の保護者の皆さんが少なくとも引き続き清水保育園で卒園ができるという安心感の中で、年少より下の方々の中では今変えてくれという大きな声が出てきていないということもあるようでございまして、私どもはその年少以下の変わる方々に丁寧な説明が今後も必要かなと感じております。

○副委員長（宮田竜二君）

先ほど田上課長から御説明があつた内容で、「国分教育学園の雇用制度には無い月額雇用制度を新設していただく予定です」というところがあつたんですけれど、ちょっと詳しく教えてください。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

現在、国分教育学園のほうでは、パートの方で月額という括りの給料体系がなくて、基本、時給幾らという形の内容で運営されております。ですから、月単位の給料の設定というのを、今まで無いけれども清水保育園ではそういう形を取っておりますので、そういうものを取り入れて月額ということで賃金が安定した形で安心して働いてもらうような環境を作りますということでございます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

もう少し補足させていただきますと、今、清水保育園で働いている方の月額の中で、正規職員を希望される方は正規職員の移行もしますよと。そして、パートでありますとか、正規職員にはちょっとという方については、国分教育学園が持っている時間給ではなくて月額の対応も取り入れますよという、柔軟な対応をしていくということをお話いただいたところでございます。

○副委員長（宮田竜二君）

今、国分教育学園には月額雇用制度はないということで、保育士の方々はみなさん時間給な

んですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

今申し上げましたように、正規職員は当然月額給与でございまして、正規職員以外の方々は時間給であるということございまして、そういう部分にも月額を設定する。例えば、15日くらいの勤務である方々には15日の月額の賃金体系も作りますよといった意味合いのものでございます。

○副委員長（宮田竜二君）

新しい月額雇用制度を取り入れた場合は、今いる国分教育学園の先生たちも同じような形になるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

あくまでも私どもは今の清水保育園を引継ぐ部分でのお話をさせていただいておりますので、その部分は、例えば、清水保育園を引き継いだ後に、今のあかつき認定こども園とかがそういう体制を取っていくかは、私どものほうでは把握していないところでございます。

○委員（徳田修和君）

今回の陳情の趣旨というものは、移管先の再検討を求める陳情ということで頂いて、今まで継続しながら審議してきたんですけれど、今お話を聞いたところでは、移管先を変える、変えないではなくて、理解を深めていくような議論が進めていけていると。今後もスケジュールを組んで、民営化に向けての手続きの説明を相手も受ける、歩み寄る気持ちになりつつあるんだというような理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもがお話をする中では、私どもの民営化に向けた作業にも全く協力をしますという中で御理解を頂いておりますので、民営化していい保育園にするためには一緒にどうしていきましようかというような話の中に、一緒になって考えていただける環境はできていると感じております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、これで、陳情第4号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 1分」

---

「再開 午後 2時 5分」

[△議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について及び](#)

[△議案第10号 霧島市国民健康保険基金条例の制定について並びに](#)

[△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書](#)

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、及び、議案第10号、霧島市国民健康保険基金条例の制定について、並びに、陳情

第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、一括して執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、及び、議案第10号、霧島市国民健康保険基金条例の制定については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。国民健康保険制度では、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律31号）に基づき、平成30年度から、国保運営の都道府県単位化が実施され、今後は、都道府県が財政運営の責任主体となって市町村と共同で国民健康保険事業の運営を行っていくこととなります。この制度改正に伴い、都道府県は市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の決定及び標準保険料率等の算定等を行い、市町村は国民健康保険税を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納めることとなります。このようなことから、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、県が示す標準保険税率等を基に税率等を設定するために、本条例の所要の改正をしようとするものです。次に、議案第10号、霧島市国民健康保険基金条例の制定につきましては、国民健康保険制度改正に伴い、都道府県が国保財政の歳入及び歳出を管理することになりますが、これに伴い、市町村においても年度間における財源調整を行う必要が生じることから、今回、本条例を制定しようとするものです。なお、平成30年度に限り、当初予算におきまして、一般会計の財政調整基金を取り崩し、国民健康保険特別会計に特例で繰出しを行った繰出しについても、その一部を本基金に積み、累積赤字の解消を図ることと致しております。詳細につきましては、担当課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（西田正志君）

議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、新旧対照表により説明いたします。1ページをご覧ください。第2条第1項は、全部を改正し、第1号に医療分、第2号に後期高齢者支援金等分、第3号に介護納付金分の号を設け、第2条第2項から第4項は、第1項の改正に伴う改正をしております。次に、2ページの第3条は、医療分の所得割額の税率100分の9.5を100分の10.5に改正しております。次に、第5条は、医療分の均等割額2万3,200円を2万1,400円に改正しております。次に、第5条の2は、医療分の平等割額2万800円を2万2,000円に改正し、その改正に伴い、第2号と第3号の額を改正しております。次に、第6条は、後期高齢者支援金等分の所得割額の税率100分の3.4を100分の3に改正しております。次に、第7条は、後期高齢者支援金等分の均等割額8,400円を7,200円に改正しております。次に、3ページの第7条の2は、後期高齢者支援金等分の平等割額7,400円を6,200円に改正し、その改正に伴い、第2号と第3号の額を改正しております。次に、第8条は、介護納付金分の所得割額の税率100分の2.05を100分の2.2に改正しております。次に、第9条の2は、介護納付金分の均等割額8,000円を8,900円に改正しております。次に、第9条の3は、介護納付金分の平等割額5,100円を5,200円に改正しております。最後に、第23条は、7割・5割・2割軽減額に係る条であり、ただいま説明いたしました均等割額・平等割額の改正に伴い、軽減額の改正をしております。以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（有村和浩君）



議案第10号，霧島市国民健康保険基金条例の制定について，御説明申し上げます。第1条では，基金の設置目的として，国民健康保険財政の健全な運営に資するために設置することを規定いたしております。第2条では，基金として積み立てる額として，霧島市国民健康保険特別会計予算に定める額と規定いたしております。第3条では基金の管理方法について，第4条では運用益金の処理方法について，第5条では繰替え運用について規定いたしております。第6条では，基金の処分について，国民健康保険事業に必要な財源が不足する場合で，当該不足額を補うための財源に充てるときに限り処分できると規定いたしております。第7条では，基金管理に必要な事項の委任について規定いたしております。附則では，条例施行期日を平成30年4月1日とするとともに，霧島市国民健康保険条例の第10条の一部を本条例の設置目的に合わせて改めるものです。続きまして，本日配付しております資料1につきまして御説明いたします。国民健康保険税の世帯構成別の試算につきまして御説明申し上げます。資料1，世帯構成例別試算の1ページをご覧ください。主な世帯構成と法定軽減である7割・5割・2割及び軽減なしの所得により，平成30年度及び平成29年度税率の法定軽減後の年税額の比較をしたものになります。平成29年度は，「特例措置なし」として「国民健康保険税条例」に基づくものと，「特例措置後」として「霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例」に基づく特例後ものとの二つを試算しております。なお，算定にあたっては，「霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例」に基づく12歳以上18歳未満の扶養親族に対する減免額を考慮していないものになります。世帯構成例1-1につきましては，世帯主70歳で所得0円，7割軽減世帯で介護保険が1号被保険者のため介護納付金分が国保税に含まれない世帯になります。平成29年度は特例措置なしが年税額1万7,900円，特例措置後が1万6,700円で，平成30年度は1万7,000円となっており，平成29年度と比較しますと特例措置なしより900円減少し，特例措置後より300円増加しております。次に2ページをお開きください。世帯構成例1-2につきましては，世帯構成例1-1と同じ世帯で，所得が50万円で5割軽減の世帯になります。平成29年度は，特例措置なしが年税額5万1,700円，特例措置後が4万8,700円で，平成30年度は5万1,300円となっており，平成29年度と比較しますと特例措置なしより400円減少し，特例措置後より2,600円増加しております。次に3ページをご覧ください。世帯構成例1-3につきましては，世帯構成例1-1と同じ世帯で，所得が80万円で2割軽減の世帯になります。平成29年度は，特例措置なしが年税額10万8,400円，特例措置後が10万2,400円，平成30年度は10万8,800円となっており，平成29年度と比較しますと特例措置なしより400円増加し，特例措置後より6,400円増加しております。次に4ページをお開きください。世帯構成例1-4につきましては，世帯構成例1-1と同じ世帯で，所得が250万円で軽減なしの世帯になります。平成29年度は，特例措置なしが年税額33万9,600円，特例措置後が32万2,600円，平成30年度は34万9,700円となっており，平成29年度と比較しますと特例措置なしより1万100円増加し，特例措置後より2万7,100円増加しております。次に5ページをご覧ください。世帯構成例2-1につきましては，世帯主70歳で所得30万円，妻65歳で所得0円，7割軽減世帯で介護保険が1号被保険者のため介護納付金分が国保税に含まれない世帯になります。平成29年度は，特例措置なしが年税額2万7,300円，特例措置後が2万5,000円，平成30年度は2万5,500円となっており，平成29年度と比較しますと特例措置なしより1,800円減少し，特例措置後より500円増加しております。次に6ペー

ジをお開きください。世帯構成例 2-2 につきましては、世帯構成例 2-1 と同じ世帯で、所得が80万円で5割軽減の世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で10万6,200円、特例措置後が9万9,500円、平成30年度は10万6,100円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより100円減少し、特例措置後より6,600円増加しております。次に7ページをご覧ください。世帯構成例 2-3 につきましては、世帯構成例 2-1 と同じ世帯で、所得が120万円で2割軽減の世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で18万5,300円、特例措置後が17万3,900円、平成30年度は18万5,600円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより300円増加し、特例措置後より1万1,700円増加しております。次に8ページをお開きください。世帯構成例 2-4 につきましては、世帯構成例 2-1 と同じ世帯で、所得が250万円で軽減なしの世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で37万1,200円、特例措置後が35万500円、平成30年度は37万8,300円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより7,100円増加し、特例措置後より2万7,800円増加しております。次に9ページをご覧ください。世帯構成例 3-1 につきましては、世帯主45歳で所得0円、妻40歳で所得0円、子2人が15歳と10歳、7割軽減世帯で介護納付金分が国保税に2人分含まれる世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で5万2,600円、特例措置後が4万8,100円、平成30年度は4万9,600円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより3,000円減少し、特例措置後より1,500円増加しております。また、このページ以降は、「霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例」に基づく12歳以上18歳未満の扶養親族に対する一人当たりの減免額をページの右側に記載しております。7割軽減の場合で特例措置なしは1,500円、特例措置後は1,300円、平成30年度は1,300円の減免額になります。次に10ページをお開きください。世帯構成例 3-2 につきましては、世帯構成例 3-1 と同じ世帯で、所得が100万円で5割軽減の世帯になります。平成29年度は特例措置なしが年税額で18万7,800円、特例措置後が17万6,200円、平成30年度は18万7,900円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより100円増加し、特例措置後より1万1,700円増加しております。特別減免額は、特例措置なしは7,900円、特例措置後は6,900円、平成30年度は7,100円の減免額になります。次に11ページをご覧ください。世帯構成例 3-3 につきましては、世帯構成例 3-1 と同じ世帯で、所得が200万円で2割軽減の世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で39万100円、特例措置後が36万8,000円、平成30年度は39万4,600円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより4,500円増加し、特例措置後より2万6,600円増加しております。特別減免額は、特例措置なしは1万7,300円、特例措置後は1万5,300円、平成30年度は1万5,600円の減免額になります。次に、12ページをお開きください。世帯構成例 3-4 につきましては、世帯構成例 3-1 と同じ世帯で、所得が250万円で軽減なしの世帯になります。平成29年度は、特例措置なしが年税額で49万9,900円、特例措置後が47万1,800円、平成30年度は50万6,200円となっており、平成29年度と比較しますと特例措置なしより6,300円増加し、特例措置後より3万4,400円増加しております。特別減免額は、特例措置なしは2万3,700円、特例措置後は2万900円、平成30年度は2万1,400円の減免額になります。全体的に税額の比較をみますと、所得が少ない世帯は特例措置なしの場合よりは減少し、所得が多くなってくると特例措置なしの場合より増加し、特例措置後のとの比較においては全て増加する傾向となっております。以上で、説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

都道府県の運営主体化に伴って、来年度から移行していくわけですがけれども、こうやって3タイプの税率の変更を見ていると、さほど違いがないようにも見えてくるわけですが、実際は40歳から65歳の間の方の負担額が上がっていると私は感じるんですけども、執行部のほうでは、今回の税率を層別にはどのように判断をなさっているのでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもも長らく減税が掛かってきて、これにどう対応していくかという中で、いろいろな議論をしたところでございます。今までの累積した赤字が4億9,000万円、実際には平成28年度において過剰に頂いていた分がありまして、今回補正を出させていただいたんですが、6億円弱の負債を抱えている国保財政の中で、この部分を今回一括した整理をしていこうという中で、一般会計から繰り入れて調整させていただいたというところでございます。そういう中で、全体的に負担をなるべく軽くというのが私どもも重要視したところではございますが、どうしても県が示した額を確保し、そして均衡ある国保運営を今後していくためには、全体的な見直しをします。そういう中で、今までどおり、5対5の応能割を確保するという中で、所得水準の低い方々につきましては、比較的、平成29年現在の本条例より低く、しかしながら、特別減免の条例よりは高いところで落ち着いたのかなと思っております。様々な部分を議論する中で、今回こういう提案をさせていただいております。介護保険の給付の部分が若干増えておりますので、介護給付の40代から65歳未満の介護保険の2号被保険の部分は、少し増えているのかなという感じはしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

累積赤字を一般会計で御破算にするという話は、あまりこれとリンクさせてほしくないんですよ。それを聴くとむかついてきてしまって。国の指針によって、繰り上げ充用金等のものは、赤字はここ数年間でゼロにしてくださいという指示があるわけですから、それはそれで置いておいていただきたいというのが私どもの本音でございます。それと、加入者相応の保険制度だというような言い方で言われると、そうじゃないだろうという思いが先に立ってしまって。好きで入っているのが国保制度なのではなくて、行くところがなくて強制収容所に送り込まれているようなのが国保の保険制度であって、実際はもう国の制度が破綻を来している。だから、ここ数年間、特に、法定外の一般会計の繰入れであったりとか繰入れ充用であったりとか、もうこの自治体もほぼやっているというのが実情ではないかと私は思っております。今回、市長が変わって、ここで保険税が上がっていくと。今まで数年間、減免制度・特例措置をやっていた分が変わるということは、これは市長がこう変えたというふうには市民の人は見ないわけですがけれども、私は、減免制度・特例措置をやめるのであれば、その税率を変更する必要があったのかどうか。本則の税率と今回の税率はさして変わらないというふうに見ているんですけども、この辺のところは県からの数字の提示があったと理解すればよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

全ての税率を上げているわけではなくて、高齢者支援の分等につきましては、全てにおいて

引下げをさせていただいております。この辺の部分をしっかり調定額と合わせる必要性があるということで、県が示した各々の必要額に応じた改正をして、均衡を保てるような設定をさせていただいたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

新聞や誌上等でも標準保険料率というのが示されまして、霧島市の場合は若干マイナスだったわけですが、あの額からどういう計算でこういう税率が導き出されたかというところを、ちょっと簡単に教えてもらえませんか。

○保険年金課長（有村和浩君）

県が示しました公表されている数字というのは、応能、応益の割合を4対6で算定されております。ですので、霧島市は従来から5対5で算定しておりますので、実際、応益割のほうが県の示したままでいきますと、5から6に上がるということになりますので、応益割というのは皆さんに掛かる部分ですので、負担が増えるということになります。それとは別に、県が霧島市の条件に合わせた税率を示しております。その数字について今から申し上げます。標準的な霧島市の算定に基づく税率ということで、まず医療分につきましては、所得割額が10.46%、均等割額が2万1,360円、平等割額が2万1,972円。後期高齢者支援金等分につきましては、所得割額は2.98%、均等割額は7,112円、平等割額は6,128円。介護納付金分につきましては、所得割額は2.16%、均等割額は8,817円、平等割額は5,110円。これらの数値が県から示されまして、これに基づきまして税率の算定をしております。

○委員（仮屋国治君）

ということは、率のところはコンマを全部切り上げたという状態、金額のところは100円未満を切り上げたという状態の数値になっているという理解でよろしいですね。

○保険年金課長（有村和浩君）

そのとおりでございます。

○委員（仮屋国治君）

新税率になったときに税込総額が前年度と比べてどうなっているか、どうなっていくかの見込みを教えてください。

○保険年金課長（有村和浩君）

平成29年度及び平成30年度の予算の見込みですが、平成29年度の当初予算ベースでいきますと、当初予算に計上しました額は、国民健康保険税につきましては、21億2,948万6,000円を計上いたしております。平成30年度の当初予算につきましては、20億8,888万3,000円を計上いたしております。

○委員（仮屋国治君）

税率が上がるのに税込総額は下がるものですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

これは、県から示されたものでもありますが、被保険者数の減を見込んで全体的な額が下がっているという状態にあります。

○委員（仮屋国治君）

そのところをもう一度。被保険者数の減少ということでしょうか。では、被保険者数が、対

前年で何人になっていきますか。

○国民健康保険グループ長（末増あおい君）

平成29年度4月時点におきまして、被保険者は2万8,141人でした。平成30年度につきましては県の推計値になりますが、被保険者は2万6,850人ですので、1,291人と減少するという見込みになっております。

○委員（前川原正人君）

先ほど資料で有村課長から説明いただいたんですが、12ページの最後の部分ですが、②の平成29年度、特例措置後の部分ですけれど、これは特定扶養控除の一人分の減額が入っていないのではないですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

説明の冒頭で申し上げましたとおり、特別減免は反映していない数字ということになります。ですので、特別減免を反映した数字を申し上げます。12ページの②のようになります。この特別減免後の年税額が、45万900円ということになります。平成30年度と比較しますと、5万5,300円、平成30年度が多いことになります。

○保健福祉部長（越口哲也君）

もう一度整理しますと、例えば②現行の特例措置後で見ますと、47万1,800円になりますが、これから右側の特別減免の②が適応されておりますので、2万900円を引きますと実際は45万900円になっているということです。そして、平成30年度の部分では、50万6,200円で、③の減免は予定しておりませんので、この50万6,200円と47万1,800円から2万900円を引いた45万900円との差額が5万5,300円ということになりますので、この階層世帯の場合には5万5,300円増えるということになります。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかというと、2割軽減、5割軽減、7割軽減が効く人たちは所得階層で違うわけですけれど、ちょうど子育て世代、働き盛りの部分。ここが減にはならないわけですよ。逆に、執行部資料の12ページだけで言うと、例えば所得250万円で軽減判定がないわけですよ。もう丸々保険税が掛かってくると、250万円のうちの50万6,200円ですよ。これでいけば、20%程度が税金で消えていくと。そうすると、払いたくても払えなくなってくると。こういう現象が出てくると、当然税力が落ちるわけですので、今度は収納率にも影響が出てくるという悪循環に陥る可能性がどうしても出てくる気がするんです。だから、先ほど仮屋委員もおっしゃいましたけれど、制度の変更もありましたけれど、比較すると、前の市長の場合は特別減免・特例措置をやっていたのに、今度市長が変わったらいきなりこんなに上がったのかというふうにも映ってくるわけです。本来であれば、そういう子育て支援の部分、働き盛りの人たちの所得階層のところをもう少し軽減を図るべきではないんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

確かに階層によっては負担が増えるという部分は私どもも十分認識はしております。所得の低い層につきましては影響額が比較的小さいということですので、それでもやはり負担が増えるということは被保険者にとってみれば厳しい部分は出てくるという認識も持っております。しかしながら、この制度の中で、制度確立しなければならないという部分がございます。

ます。先ほど仮屋委員からは、一般会計の繰入れの部分と一緒にしないでほしいという御意見もございました。私どももそれは重々分かっている部分ではございますが、全体として一般会計から国保の加入者以外の方々の財源をもって均衡を保つという措置をしておりますので、今後もし減税をしますと、新たな繰入れを恒常的に一般会計繰入金という形で計上する必要も出てまいります。それは今回これだけの一つの方策を講じてまいりましたので、新たな恒常的な一般会計繰入れというのは行うべきではないのではないかという判断を市長もされまして、この部分の減免は行わなかったというのが今回の予算組みの現状でございます。

○委員（仮屋国治君）

そこなんですけれどもね。全国の自治体を見ていきますと、市民に優しい自治体と厳しい自治体とあるんですけれども、やはり市民に優しい自治体はそこのところはもう当たり前のようになっているというのが本当ではないかと思うんですがね。それと、一般会計から今後繰入れというお話でしたけれど、今後は県の基金から借入か交付かがあるということではなかったでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

県からの貸付けが発生するのは、県が示した税率で予算措置をして、それでも収納が少なく不足するような場合には、不足分を一般会計等からの繰入れではなくて県からの貸付で補填ができるということでございます。

○委員（前川原正人君）

以前4方式をやっていたところも鹿児島県下、一斉に3方式になるということで、県が全てを集約する形になるわけですが、据え置き、値上げ、値下げの自治体の把握はされてはいらっしゃるんですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

具体的な率などは把握していないところですが、19市の自治体の中での数は把握しております。税率を据え置くところは9市、引き上げをする予定のところは9市ということで、そして1市についてはまだ検討中というところです。

○委員（前川原正人君）

私どもが入手した資料では、値上げとなる自治体が阿久根市、霧島市、いちき串木野市、南九州市、伊佐市5つです。検討中のところもありますが、ほかのところは据え置き若しくは値下げをやっているわけです。課長もおっしゃいましたけど、実際これまでの実績を見ますと、伊佐市が3億5,200万円、これは平成27年度の実績ですけど、一般会計から入れているわけです。そして指宿市が3億3,900万円。奄美市が2億5,000万ということで、市民の健康と命、暮らしをどう守るかということで、政策的に一般会計繰入れをやっているわけです。だから私は本会議でも部長による申し上げましたけれど、74歳までは会社が倒産をしたりリストラになったり退職をしたり、最終的に入らなければならない保険というのは国保しかないわけです。そう考えると結局は、払わないのではなくて払えなくなっていくと。年金暮らしになって体が弱くなって働こうにも働けない。だから政策的に一般会計の繰入れ、先ほど部長がおっしゃいましたけれど、他の保険に入っている人たちとの均衡を保つために、税金から投入するのとはというようなことをおっしゃいましたけれど、最終的に入らなければならない制度というのは国

保なんです。だから、政策的に一般会計から入れて、その分はしっかり市民の皆さんへの説明責任を果たして、そして負担軽減を図っていかないと、昨年6月に起こったような56歳の女性が資格保険証しかなくて、窓口に行った途端にその窓口で倒れて救急車で運ばれるなり、すぐ亡くなってしまったという事件も起こってしまったわけですので、やはり行政の責任というのは市民の暮らしと健康と命を守るとというのが一番大事なことはないんですか。だから、市長が最終的な決裁をすることですけど、もう一回協議をすべきではないですか。いかがですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

委員のおっしゃる市民の安心を守るという意味での国保の重要性というのは私も十分認識しているところでございます。当然、払わない人にはペナルティがあってしかるべきですが、払えない人にはしっかりしたフォローをして払っていただけるような相談をしっかりとしていくというのが重要なところでございまして、どうしても払えないような場合には、次の生活保護の制度を御案内するとか、しっかりそのサポート体制は私どもも充実させているつもりでございまして。国保税における財源の確保につきましては、私どもも当初、今までの累積赤字を6年間で清算するためには税率をどれだけ上げれば賄えるのかなど、様々な部分も議論し検討し、市長にも入ってもらって話をさせていただきました。その中で、今までの累積分は、今までの被保険者と今後の被保険者は違うわけだから、その部分はしっかりと整理をしていくことでしたので、一般会計から繰入れをさせていただいたわけでございます。個別の中で、所得階層の低い方々、所得の少ない方々への影響額というのはお示したように非常に軽微と。私どもが軽微といっても御本人からすれば負担になる部分もあろうかと思えますけれど、そこは何とか踏ん張っていただいてという思いで、この税率調整をさせていただいたところでございます。そういう中で提案申し上げているということでございまして、この税率をもって何とか進めさせていただきたいと思うところでございます。

○委員（前川原正人君）

先日の宮内議員の国保の議論の部分で、市長の認識というのは、子どもの医療費を無償化したので、本来だったらそうしたときに、この特定扶養控除の75%の減税部分については本当は落とすべきだったと聴かれていましたよね。あの認識というのは、失礼ですけど、私の個人的意見ですけども、あまり分かっていないなという気がしたんです。実際2,000円を超えた分についての補助はありますよ。非課税部分については確かに無料です。それを一緒にくたにして、先ほどの資料の12ページで見ても、繰り返しになりますけれど、働き盛りで子どもを育てている真っ最中の人たちが250万円の所得しかない中で、50万円は国保税に消えるんです。それだけでは終わらないですよ。車の税金、保険料、飯も食わなければいけない、学校もださなければいけない、給食費も払わないといけません。そういうのを考えるとおそらく、可処分所得というのはこれ以下なんですよ。200万円もないわけです。だから政策的な部分というのは、議案を提案された以上は引っ込めることはなかなか難しいでしょうけれども、その辺の国保は国が一番の根幹なんですけれど、運営主体というのは県に移っても課税と徴収、そしてそれぞれの保険事業というのは市町村がしなければいけないわけですから、もう一回市長とも協議をしなければいけないんですか。この案でいくと、徴収率も上がらないと思いますよ。徴収率が上がら

ない場合は、県のほうからちゃんとお金を借りて賄うということは制度的にはあるでしょうけれども、一時的に一般会計から基金に今度も7億2,000万円積むわけですけど、それは足りないための一つの保険としてあるわけですけど、これが継続的に可能なかとなると今までの流れをみても無理があると思います。だから、もう一回市長とも協議をやるべきだと思います。お願いしますと言えばそこまでですけど、その辺についていかがでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

この特別減免の制度は平成19年に各1市6町各々税率が違う部分で、なおかつ1市6町とも資産割を導入していました。この資産割をなくす中で、税率が相当増えると。その増える部分の中で子育て世代に少し減免を掛けようということで、3年間の時限でスタートした制度でございます。これをまた3年間延長し、その後、毎年改正をしながら、ここに至っております。当然市長が言われたのは、3年の時限で掛けたのであれば、3年経った時点で終わらせるべきではなかったのかなという部分での市長の発言ではなかったのかなと私は思っています。その後、制度が様々改正がなされているようでございます。中学生までの児童手当の支給の拡充、私どもも一般財源でやっておりますが、中学生までの医療費制度の拡充、高校生に対しては授業料の免除制度とかが行われているようですこれと関連付けるのはいかがかという意見もあるかもしれませんが、やはり児童福祉関係の全体的な部分を預かっている私どもとしましては、児童福祉に掛ける予算は平成20年度ベースで45億5,800万円が平成28年度は83億5,100万円、183%の子育て世代への拡充ということもございまして。一般会計の総額で70億円増えている中で38億円が児童福祉費での予算措置ということでございまして、この中には児童手当の拡充、保育施設の整備若しくは保育園等の入所費の助成制度、措置制度、それから児童クラブへの各種助成制度、あらゆる子育て世帯に対しての制度拡充がなされた結果かと思っております。様々な取組が必要だと思いますし、私もこういう子育ての世代に必要なということとは思いません。ただ全体をトータルしたときに、ここの部分だけは何とか被保険者の皆様に御負担を頂き、全体でカバーしていただきたいという思いです。

○委員（池田 守君）

今、所得に対する年税額の負担割合が大きいという議論になっているわけですけど、所得というのは収入とは違うわけですよ。例えば、12ページの所得250万円、妻0円、子2人の場合の一般的な収入というのは大体どれくらいになるものなのか。それは計算しておりませんか。続けますが、今こうして一つの例を引き出しているわけですから、例えばこういう場合は収入がこれくらいあってこの所得で、それに対して50万円の負担ですよということであれば、もっと分かりやすい気がするのですが。給与所得の場合とかいろいろ違うと思いますけれど、給料でいった場合。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

---

「再開 午後 3時15分」

○委員長（平原志保君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの12ページと同様に、9ページの平成29年度の②現行の特例措置後も、特定扶養控除分は最初で抜いているということだったんですが、9ページの②と10から11ページの特例措置後の金額というのをお示しいただけますか。

○保険年金課長（有村和浩君）

まず9ページのほうを申し上げます。②の特例措置後の特別減免後の額ですが、1,300円安くなりますので4万6,800円ということになります。差額は、4万9,600円と4万6,800円ですので2,800円の増額となります。10ページになります。②現行のところですが、ここが減免額が6,900円ということになりますので、特別減免後の額は16万9,300円。そして平成30年度が変わらず18万7,900円ですので、差額は1万8,600円の増ということになります。続きまして11ページになります。②現行のところですが、ここで減免額は1万5,300円ですので年税額は35万2,700円になります。平成30年度の税定額が39万4,600円ですので差額が4万1,900円の増加ということになります。

○委員長（平原志保君）

休憩前に数字の御提示をお願いしたいという質問が出ていましたけれども、そちらは出ますか。

○市民税グループ長（岩元勝幸君）

収入金額が380万円から380万3,999円の方が、所得250万円になります。給与収入の場合です。

○保健福祉部長（越口哲也君）

今、税務課で述べたのは、あくまでも給与収入ですので、給与収入で今のような金額ですと当然社会保険に加入するというが基本になりますので、若干その部分は異なるのかなと。250万円を0.6で割り戻した場合、420万円程度が収入となるのかなと理解します。

○委員（仮屋国治君）

今日御答弁いただいて、県の提示された数字を基に税率ができていくということなんですけれども、職員の皆さんは忠実に職務を遂行されていらっしゃるんだと本当に思うんです。思うんですけども、自治体というのはやはりここに政策が入ってくるべきであろうというのが私の思いでありまして、市長も声なき声に耳を傾け、生活弱者の視点に立った政策に期待してくださいというようなことも言うておられる。本当にこれでいいのだろうか。せめて特別減免は1年でも2年でもの継続を、もう一度今日のうちに市長に相談してもらえませんか。7日の本会議もありますので。このパターンでいきますと、やはり2万、3万、4万、5万と、同じ収入なのに税金が上がる方がおられるわけですが、現実には。県のホームページを見ておられます。何と書いてあるかといえば、「仕組みが変わって保険税が大幅に上がったりしないようか」という質問に対して「加入者の方々が負担する保険税が大幅に上がったりしないように県で緩和措置を行うこととしています」嘘つきですね。何とかうちの新しい税率でいった場合に、非常に負担を被る層がある程度特定できるのではないのでしょうか。もう一度、最後にお願いを申し上げます。

○委員（徳田修和君）

税率を上げる苦渋の決断だと思っています。やはり制度自体の背景というものが大きいので、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い方が多い、保険料負担が重い。現状の制度の中でのこの苦渋の決断だと思いますが、ここの例えば、医療費水準が高いとか、先ほど「休憩のときにも出ていましたが、受益の部分での予測されていることだったり、本市の現状をどう把握されているかというところを、改めて確認させてください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

特に60歳以降の高齢の方々が非常に多い国保の制度でございます。かつ、高齢化すれば医療費の額も上がっていくということで、収入が少ない中で給付は増えていくと。これを賄っていく制度でありますし、当然、社会保険に加入しない日本の皆保険制度の最後の砦であるというのが、この国民健康保険制度と思っております。そういう中で、国保制度が安定的な運営をできるような形を作っていくというのが、私どもも極めて重要であるという認識を持っているところでございます。そういう中で、一般会計からは人間ドックや特定保険などについては引き続き、約1億6,000万円の一般会計からの繰入れを継続して実施していくということは、市長の判断も頂いたところでございまして、国保加入者の皆さんがなるべく健康であることが、この制度の安定化につながっていくのではないかと感じております。そういう保険制度の拡充等を進めながら、この国保の制度がより安定していくような取組を進めていきたいと思うところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

この前一般質問でもお話しさせていただいたんですけれども、やはり国保というのはどうしても赤字体質ではないかと思うんですけれども、一般企業であれば赤字になればものすごい企業努力をして何とか黒字に転じようと努力するんですけれども、例えばこの前質問して、薬の重複のチェックもどうされているのかと聴いたら看護師さんたちがレセプトからチェックしているということですね。そうではなくて、看護師さんとか保健師さんたちは、保健指導にどんどん出て行っていただいて、例えば、畑にいるよと聞けば畑まで行って「おじちゃん、特定健診受けようよ」という感じをつなげていくとか、そういう努力をしていただいて、チェックというのは専門にしている会社もありますので、コンピュータに掛けるとこの人は対象だとどんどん打ち出してくれるようなので、そういう事務仕事は専門業者に頼んで、保健指導のほうに歩いていただいたらどうかと思っております。この前聴いたら、透析患者が184人もいらっしゃるということで、私は素人でよく分からないんですが、一人年間500万円くらい掛かるというのを聞いたことがあるんですけれども、計算したら9億2,000万円掛かるのかなと。そして、まだまだ予備軍がたくさんいらっしゃって、そのうち指導して治療に入られる方は約1割くらいしかいらっしゃらないということで、今後、透析患者の方も増えていくのであれば、これはどんどんまた赤字を生み出していくのではないかと思います。なので、そういうアウトソーシングできる業者を使うのも一つの手ではないかなと思っております。

○保健福祉部長（越口哲也君）

委員がおっしゃったように、健康であることによる医療費の適正化というのが一番重要ではないかなと思っています。保険年金課が平成29年度から私ども保健福祉部に付いたのも、まさ

しく保健指導と医療の安定化を一緒に取り組んでいこうという思いの中で進められた部分でもございます。すこやか保健センターもそれに合わせて、今一生懸命取り組んでおります。特に腎疾患につきましては重症化すると。特に人工透析になりますと固定的に大きな費用が出てまいりますので、そういう部分を少しでも抑制することによって医療費の適正化が図られれば全体的な保険負担の軽減にもつながっていくと考えますので、そこは積極的に進めたいと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

保健師さんたちは特定健診だけではなくて、赤ちゃんの生まれたところへの指導とかもいろいろありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

今の話で関連ですけれども、特定健診の受診率が60%でしたか、達成したら交付金が下りるようになっていきますよね。それは幾らくらい出るものでしょうか。現在は入ってきている金額はあるんですか。

○国民健康保険グループ長（末増あおい君）

平成29年度がまだ分かっておりませんので平成28年度で申し上げますと、1,605万9,000円が保険者努力支援制度ということで、平成30年度から本格的実施なんですけれども、平成28年度前倒しで入った分がその金額になります。パーセンテージを平成28年度で申し上げますと、特定健診の受診率が46.7%です。

○委員（仮屋国治君）

60%を達成したときの金額というのは分かりますか。

○保険年金課長（有村和浩君）

保険者努力支援制度につきましては、全国の国保の保険者がそれぞれ目標とされております特定健診とか特定保健指導の目標数値を達成した場合に、点数化された上でその点数に伴って予算が配分されるというような仕組みになっております。ですので、霧島市は特定健診の受診率、それから特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備軍の減少率という部分での点数が60点満点のうち霧島市は平成28年度におきましては15点という点数。得点率だと25%しか上がっていないということになります。これが、それぞれの目標に達してくれば、これが15点ではなく60点ということになりますので、その分、保険者努力支援制度に対する配分も増えるという形になるかと思えます。

○委員（仮屋国治君）

六十分の十五で1,600万円入ってきていますから、60点取れたら1億円くらい入ってくるかもしれないので、1億円入ってきましたら、一般会計から繰入れをしなくても済むという話にもなるような気も致します。鈴木委員が一般質問でも言っていましたけれども、自治会長やら自治公民館長さんをお願いするというのはとてもいい話だなと思っていましたから、その辺のところも行政のほうでしっかり努力をお願いしたいと思います。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どもも精一杯、特定健診の受診率アップに心掛けておまして、月曜日と木曜日には「特定健診を受けましょう」というポロシャツを着けて窓口に立って、市民の皆さん方にもアピー

ルを進めてきました。来年度以降も同じような形で、市民の皆さん方が受診していただいて初めてポイントを稼いでいけるものですので、そのための取組を、鈴木委員が言われたような自治会の対応を含めて進めていきたいと思えます。

○国民健康保険グループ長（末増あおい君）

先ほど申しあげました1,600万円という金額なんですけれども、特定健診の受診率だけのものではございませんで、そのほかにもがん検診の受診率とか保険者努力支援制度全体で1,600万円ということがございます。申し訳ございません。

○委員（前川原正人君）

2年くらい前に遡りますけれど、県に移行するという事で最初の年が1,700億円、次の年が1,700億円、合計で3,400億円、そういう制度設計のためにということで国のほうは支出した経緯があるわけなんですけれど、2018年度、今後は300億円を積増ししましょうという動きがあるようなんですけれど、その辺の情報は入っていないですか。例えばそのことによって負担軽減策に使うとか、そういう情報は県の国保援護課辺りからは入っていないですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

まず国の支援の充実ということで言われました1,700億円の件につきましては、今回の平成30年度からの分につきましては1,600億円が反映されているものであります。あとの100億円につきましては、調整交付金とか実際に実績が出た上で配分されるものですので、計算はできないという形です。それと、あと300億円の追加分については、申し訳ありませんがこちらとしては情報をつかんでいないところです。

○委員外議員（宮内 博君）

ちょっとお尋ねをしますけれども、一つは今回、減税措置を全て撤廃するという事を提案しているわけですよね。それで12歳から18歳の特定扶養控除も全廃するという事であります。ここにモデルケースを示しているわけなんですけれども、この場合は、10歳と15歳ということで1人だけが特定扶養控除の対象になるということにしているんですけれど、2人分だと4万1,800円くらいになるわけです。それで、市長自身は子育て日本一を目指すということおっしゃっていて今回初当選をしているわけだけれども、この特定扶養控除を廃止することによって2人子供がいたら4万1,800円負担が増えるという点でどのような説明を市長になさったのか、その辺をお聴かせいただけませんか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

この最終的な税額にもっていく間に、いろいろな途中経過、県が示す額も見直しがされたり、第一次、第二次、第三次の見直しもありましたので、その度に数値の修正を掛けながら市長にも説明を全体的にさせていただいた、その中で、減免の話もさせていただきました。1人当たり2万円を超える額の影響を受けるというようなことも、市長にもお話はさせていただきました。市長としてもやはり子育て世代への手当という部分は十分配慮をされながらではございましたけれども、最初に立ち返りますけれども、一般会計からの繰入れという大きな判断をする以上は新たな負担については今回断念せざるを得ないということで、こういう形での判断をされたというところでございます。

○委員外議員（宮内 博君）

その7億1,000万円の財調からの繰入れということで思い切った決断をしたんだと、市長が本会議でそうおっしゃいましたよね。だから、単年度のためにそれをやったのかというような思いがあったのかなと、私はそれを聴いていてそういうふうにしたんですけれど、平成二十五、六年くらいから、ずっと先送りしてきたのを一括で今回導入するというようにした結果がそういうことで、先ほど前川原議員からもあったように、霧島市よりもずっと財政力の弱いところが3億円4億円という単年度で一般会計から繰入れをやっているという、それを霧島市はやらなかったということですよ。それを今回単一化に当たって決算をしたということです。だから特別な繰入れというのを政策的には健康診断等のそういう健康管理部分についてはもちろん1億円ほどの繰入れをやってきましたけれど、そういうものだといいところをどんなふうに説明したのかなということと同時に、霧島市の蓄えがいかにか潤沢なのかということでの説明もされたんですかね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議員がおっしゃるのはおそらく基金の積立額が類団の中では結構多いというところ、それをそれだけあるんだったら財源をもう少し確保できるんじゃないかということかなと理解するわけですが、私どもの霧島市を一般の家庭に置きかえても、やはり貯金と借金というのはセットで考えていくべきものではなかろうかなと感じるところです。確かに全ての基金ですけれども220億円くらいございまして、類団の28団体でも3位という非常に多くの基金を持っておりますが、地方債残高の方も622億2,000万円という形で、これは多い方から8番目でございます。そして貯金である基金と地方債残額を差引いた差額で比較をしますと、これも13位ということで、非常に多額の402億円を超える負債の部分が超過しているという状況もございまして、決して裕福な霧島市ではないということが言えるのではなかろうかと思っております。その中で、やはり基金を今回7億円取り崩して国保会計の収支改善に充てたということは、非常に大きな判断ではなかろうかと私どもも理解しているところでございまして、基金額では多いですけども借金と比べると非常に負債も多いという現状を御理解いただきたいと思っております。

○委員外議員（宮内 博君）

600億円の市債残高がある中で、41%は臨時財政対策債ですからね、本来、地方交付税として霧島市が受け取る権利を持っているというものだという点もあるということですよ。だからそのところを市長にも当然説明なされたらと思うんですけど、類団との比較で先ほど28団体、全国で第3位と。1位はどこかなということで見たら、東京都武蔵野市ですよ。面積が10.98平方km。人口規模は似たようなもので14万人くらいということで、そこが1位で、そういうところと603平方kmあるところと同じような比較をしてどうなのかな思うんですけども、いずれにしても600平方kmを超えるところでは断トツに霧島市が多いという状況にあるのかなと思うんですけど、その辺も当然市長にも説明をされたという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

この一般会計からの繰入れの部分での説明は致しました。ただ、その起債残高等との比較等について、私ども保健福祉部所管のほうでは直接は話は致しておりません。総務財政のほうの説明すべき部分ではなかろうかなと感じているところでございます。

○委員（徳田修和君）

10号を何も聴いていないので、基金条例の件ですけれども、こちらは基金として積み立てる額は特別会計予算に定める額とするとなっているんですが、あとは先ほどからも出てきました収納額が足りなかったりしたときとかは県から貸付が行われる。こういうような交付金等も一度この基金を通るという理解でよろしいんですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

県からの交付金は全くこの基金の中は通らないということになります。実際にどういった場合になるかという、県のほうからは、医療費の実績に合わせてその分だけ保険給付費分は交付されるんですが、最後に年度末の分について、どうしても概算払いとなってきます。それで、市町村に不足がないように県のほうで若干厚めに交付してくるんですが、その分が年度を繰り越してプラスの部分に作用するというので、決算書上は黒字になるのかなど。で、黒字になった場合には余剰金については、財政法上、基金に半分以上を積まなければいけないということになっていますので、そのために基金を作ったということと、今回、赤字部分の繰入れについて入れるべき基金がありませんでしたので基金条例を作ったということになります。

○委員（前川原正人君）

本年度赤字を解消するという目的で7億1,000万円を基金に繰入れるということで基金条例を設定するわけですけど、これはあくまでも主体は赤字を解消していくよということになると思うんです。そうすると、単年度だけでは今までの累計はできるんでしょうけれども、今後の基金の運用方法についてはどのような想定をされていらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

やはり基金は年度間の財政調整というのが大きな役割を担うものになるのではなかろうかと考えております。今こういう形で改正をお願いしているわけでございますけれども、安定的な税収が確保されて、若干そこには収納率も見越して予算措置をしておりますので、例えば収納率が見込みより多くなると、多くの税収が確保できるということもあり得るわけでございます。そういう際の基金積立をすることによって、将来的に上げたり下げたりを繰り返すのではなくて、税を安定的にもっていくためには少し基金を持っていて、その基金から繰り出すことによって財政調整の機能を発揮できればベストだと思っております。ただ、それだけプラスが基金に確保できるかという部分は全く未知数でございますので、そこは今後どうなっていくかしっかりと確認していきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

厚生労働省の指導では、医療費の大体3か月分を持っておきなさいよと。それはある意味では、国庫補助まで入った金額にしてしまうと膨大な金額になるわけですよ。実際の保険給付費から国庫補助分を引いた部分での3か月分となると、ちゃんと見える形での基金になっていくとは思いますが、目標額というのはまだ想定されてはいらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

先ほど申し上げましたようにプラスになるかどうかはまだ分からない部分でございます。できるならばプラスが残って、それを財政調整機能を発揮できる基金として活用できればいいかなと思っております。以前のように一定の上限額を今の時点で決めて、例えば診療報酬の3か

月分とかそういう意図は全くございません。あくまでも財政調整機能のための基金を設置することで御理解賜りたいと思います。

○委員（前川原正人君）

一昨年（2019年）の8月17日に、当時の環境福祉常任委員会で生活環境部との勉強会ということで頂いた資料の中で、「標準的な収納率は市町村の規模別に右表のとおりとする」と。10万人以上の場合は88%を標準的な収納率としますよということで示された経緯があるんですね。ここについての現状は、4月以降始まるわけですが、標準的な収納率は県のほうとしてはどれくらいを示しているのでしょうか。

○収納課長（谷口信一君）

市町村の収納率を向上させるという観点から、県のほうで収納率の実態や標準的な収納率を踏まえた上で、最終年度、平成32年度に達成すべき目標ということで数値を設定しておりますけれども、霧島市の場合は、94%ということになっております。

○委員（前川原正人君）

今の94%というのは県が示した達成目標のパーセンテージということで理解していいんですか。

○収納課長（谷口信一君）

94%というのは現年度分の徴収率でございますので、平成27年度の収納率を基に、人口とかそれぞれの収納率の枠で、この枠のところは何%まで持っていきなさいよというようなことで県が示した値でありまして、平成27年度の収納率は霧島市の場合は92.33%です。これを平成32年度に94%まで上げなさいよということで目標を定めております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、これで議案第1号、議案第10号、陳情第5号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時53分」

---

「再開 午後 3時54分」

### △自由討議

○委員長（平原志保君）

次に、自由討議に入ります。自由討議は、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。

### △議案第3号 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について及び

### △議案第14号 指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センター）

○委員長（平原志保君）

それでは、まず議案第3号及び議案第14号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、次に進みます。

#### △議案第4号 霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第4号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、次に進みます。

#### △議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第5号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、次に進みます。

#### △議案第11号 霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第11号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、次に進みます。

#### △陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第4号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、次に進みます。

#### △議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について及び

#### △議案第10号 霧島市国民健康保険基金条例の制定について並びに

#### △陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、議案第1号及び議案第10号及び陳情第5号について、御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、これで自由討議を終わります。

#### △議案及び陳情処理



○委員長（平原志保君）

これより、議案及び陳情処理に入ります。議案及び陳情処理は、議案番号順に行い、最後に陳情第4号、5号を行います。

#### △ 議案第1号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。今回の条例改定は、これまで市町村自治体が保険者となり運営していた国保運営の主体を県に移行することになります。市が担う業務は、資格管理、税率、課税、徴収、保険事業は残るものの、自治体が県納付金100%の納入することになります。本条例の改定で、医療分・後期高齢者分・介護分の所得割・均等割・平等割の税率と金額が変更されることになります。県内19市中、国保税の値上げは、いちき串木野市、伊佐市、阿久根市、霧島市、南九州市の5自治体のみで、ほかは値下げ若しくは据え置きをするという状況であります。大きな問題点は、平成23年から負担軽減策として進められてきた、特例措置として軽減されていた所得割の軽減と12歳から18歳未満の扶養親族に対する特別減免措置での75%の軽減措置が盛り込まれておりましたけれども、これが撤廃されております。今回の条例改定によりまして、所得金額や扶養人数で保険料は違ってくるわけですが、年所得200万円子ども12歳未満で2017年度の対比で今回の税率を比較すると約2万6,500円の負担増となります。本市の場合、国保加入者1万7,538世帯が加入しておりますが、その特徴は、農業や自営業、非正規職員、年金生活者など方たちが73%も占めているという特徴を持っております。市独自の軽減措置や特例減免も盛り込まれていない本条例に賛成はできないと。そして、議論の中でも申しましたが、自治体の仕事というのは、市民の暮らし、健康、生命を守ることでありまして、市長も声なき声を反映させていくことを言われ、子育て環境日本一を目指すと言われておりますが、働き盛りの子育て世帯の負担は大きく重くなるということを指摘しまして、反対討論と致します。

○委員長（平原志保君）

反対者の発言はありませんか。次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は議案第1号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。本議案は、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村が保険税を徴収し、都道府県に納入金を納める仕組みを見直すことなどを受けての改正であります。現在の国民健康保険の取り巻く環境は、制度的に構造上、確かに不安定であり、財政的にも脆弱な面を持っています。先ほどの議論でもありましたけれども、65歳以上の加入者も多いものであります。ただ、この保険税条例の中で、全ての階

層を引き上げているのではなく、高齢者の支援部分は下げているという説明もございました。また、無収入の方に対しての免除だったり、7割・5割・2割等の減免も行われており、制度の中で弱者への対応もされております。また、県から保険料率の算定として、応能割、応益割りの比率を4対6にするよう示されている中、本市が従来どおり5対5で算定しているのも低所得者世帯への配慮であると理解しております。一方、応益負担部分の軽減としては、特定健診の受診率の向上、健康づくりへの取組の更なる充実を図るために、一般財源からの投入も続けていくという話もありました。医療費の抑制のためにも私たち加入者も含めて一人一人が意識を持って取り組み、また市としても全力で取り組んでいただければと思っております。ただ、国民健康保険を取り巻く環境というのは厳しいのが現実でございます。これは市町村の問題ではなく、一刻も早く国の方で抜本的な改革をして、よりよい制度として維持していけるよう、地方からの声を上げていくことを執行部には指摘しておきたいと思っております。今回は、一般会計の中から赤字部分の補填も提案されています。現在、国保加入世帯は、先ほどの報告では被保険者数が平成29年で2万8,141人ということで、霧島市の全体の2割強の方の加入になると思っておりますが、そういう方々に向けての一般財源からの繰入れというのは、国保加入者世帯への配慮を市としての対応を十分に感じるものでもありました。セーフティネットとして役割を果たすためにはやはり安定した運営を行っていくことこそが重要であると考え、本議案は賛成し得るものと考えております。委員諸兄姉の御賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかはありませんか。[「なし」と言う声あり] 以上で、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第3号 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第3号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第3号、霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加いたします。審査の中で明らかになりましたが、今回の条例改正によりまして、隼人老人給食センターの方に福山老人給食センターをまとめるということで決定した後に、確かに社会福祉協議会のほうから、このように統廃合したいという申し入れがあったわけですが、しかし、本来であれば、議案というのは、集約をしたから議案ではなくて、議案の説明としては、集約をしたいから廃止をしたいんだというのが本来のあるべき姿だと思います。そして、一番の問題点というのは、既に福山の老人

給食センターの方は辞められていて、後追的な議案の出し方というのは問題が残ると思っております。そして何よりも、働く場所が喪失されていく。地元で働く場所が無くなるというのは、行政としてももう少し配慮をすべきではなかったのかということをし添えて、この案に対しまして反対の立場を明確にして討論を終わりたいと思います。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。[「なし」と言う声あり] 以上で討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第4号 霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第4号、霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。本日午前中に現場も見させていただきましたけれども、指導員の方の話では、ここを廃止するという話がいきなり出てきて、こんな悲しいことはない。近くの人たちが利用しているにも関わらず、確かに十数名の定数にも満たない状況だけれども、福祉作業所が無くなることは大変疑問に思う。同時に、廃止が決まった後に委員会の議員たちがなぜ来たんだろうかという議会に対する不信も語られておりました。やはり、障害者福祉作業所の利用者というのにも確かに少ない中ではありますけれども、公的責任という点では最後の砦として、民間が増えてきたからではなくて、行政が市民の立場に軸足を持って対応していくということが求められているのではないかということをして述べておきたいと思っております。以上で、反対の立場を明確にして討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（池田 守君）

議案第4号について、賛成の立場を明らかにして討論に参加いたします。福祉作業所あいご園の存続なんです、利用者が一人でもいれば残すのが理想です。ただ、あいご園を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございます。定数15名に対して、資料では6名、2月6日現在で8名であったのが、現在3名になっているような状況であるとお聴きしました。また、これを運営するためには、市から補助金が220万円、委託料が140万円出ているということで、

非常に経費も掛かっているのが実情でございます。また、現在3名いらっしゃるという話でしたけれども、その方たちも近くを紹介したりという話はしていると。そして近年、平成26年時点で福祉作業所B型が8か所だったのが、一番新しい資料では21か所に増えているということでごさいます、その中でも、民間のノウハウを生かしたすばらしい施設もあるということですので、受入れ施設も確保できるであろうということ。また、指導員2人につきましては、社協の職員ということでしたけれども、配置転換等により必ずしも職が無くなるというわけではないということでごさいましたので、こういった多額の経費や維持費を考えた場合には、やむを得ないということで、賛成討論と致します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] 討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加いたします。今回の本条例の改定は、第7期介護保険事業計画に基づき条例改定を行うものです。その特徴は、介護保険料の基準額を年額保険料では、6万6,000円を7万1,760円に値上げし、5,760円の増となります。昨年9月段階での介護保険の基金残高は、6億6,443万円であり、この基金を4億円は活用しているわけですが、思い切った軽減に充てるべきであると思います。介護保険制度は、「家族が支える介護から、社会が支える介護へ」とのキャッチフレーズで、今から18年前に始まった経緯がございます。しかし、その介護保険制度を利用するには、60数項目の調査項目と認定されても所得に応じて負担を強いられることになり、「介護が必要な人が介護を受けられない」という大きな問題点がございます。本制度は国策として進められている部分もありますが、市の裁量で、保険料の負担軽減の仕組みを創設すべきでありまして、例えば、所得段階の細分化で負担軽減している自治体もあり、本条例では9段階であります。低所得者への配慮が求められ、そのことが反映していないことを指摘しまして、反対討論と致します。

○委員長（平原志保君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。[「なし」と言う声あり] 討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者6名，賛成多数と認めます。したがって，議案第5号は，原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第10号 霧島市国民健康保険基金条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に，議案第10号，霧島市国民健康保険基金条例の制定について，討論に入ります。討論はありませんか。[「なし」と言う声あり] 討論なしと認めます。採決します。議案第10号については，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。[「なし」と言う声あり] したがって，議案第10号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第11号 霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に，議案第11号，霧島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について，討論に入ります。討論はありませんか。[「なし」と言う声あり] 討論なしと認めます。採決します。議案第11号については，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。[「なし」と言う声あり] したがって，議案第11号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第14号 指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センター）

○委員長（平原志保君）

次に，議案第14号，指定管理者の指定について（霧島市隼人老人給食センター）について，討論に入ります。討論はありませんか。[「なし」と言う声あり] 討論なしと認めます。採決します。議案第14号については，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。[「なし」と言う声あり] したがって，議案第14号については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に，陳情第4号，清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について，討論に入ります前に，この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今まで継続をしまいいりました。その中で、事情も説明を受けたところでございます。今回はもうここで一回採決を取るべきだと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにはありませんか。それでは皆さん採決に御異議ありませんか。[「なし」と言う声あり]したがって、陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

審査の中で明らかになったわけですが、部長、担当課長のほうも、保護者の方への説明責任を果たすという旨の答弁をされたわけですが、その移行期間は1年はあるというのも明らかになったところです。それを担保する上でもこの陳情書というのは民意を反映させるといふ点では、採択をすべきではないのかなということ、賛成したいと思います。

○委員長（平原志保君）

原案に反対者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書に対して、不採択の意思をもって討論いたします。今回移管先に対する不安や意見の行き違い等から出された陳情書ではございましたが、その陳情の中でも民営化自体に反対するというものではなく、移管先の再検討を求めるところに重点を置かれた陳情であったと思います。ただ、この間、継続の間に審査、報告等を受ける中では移管先の変更という部分ではなく、移管後の取扱い等の説明をしっかりと聴いていく姿勢が見えるように感じております。また、ここで再検討を求める陳情を通してしまうと、お互い歩み寄って話し合いをしている会自体をつぶしてしまいかねないという思いから、今回は双方の話し合い、歩み寄りというところを一番大切に、この陳情に対しては不採択とすべきであると思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにはありませんか[「なし」と言う声あり]採決します。陳情第4号について、採決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者1名、起立者少数と認めます。したがって、陳情第4号は、不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

次に陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、趣旨採択等についての御意見はありませんか。[「なし」と言う声あり]ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時22分」

「再開 午後 4時22分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回議案の中でも同趣旨を含むような内容の議案があり、委員会の中では結論を出したところでございます。したがって、陳情第5号に対しても結論を出すべきであると思っております。

○委員長（平原志保君）

それでは採決するというのでよろしいでしょうか。したがって陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、賛成の立場から討論に参加いたします。昨年の6月には、資格証明書しか持たない市民が、市役所窓口で相談中に倒れ、命を失くすという悲惨な事案も発生いたしました。国保税が高すぎて払えないために「金の切れ目が命の切れ目」となっている状況ですが、市民の暮らしと福祉を守り、命を守るということは霧島市として当然の仕事だと考えております。県下19市の中で、国保税の引下げのために政策的に一般会計からの繰り入れを行ってきた自治体では、薩摩川内市2億5,000万円、鹿屋市2億5,000万円、枕崎市2億4,000万円、阿久根市2億5,700万円、伊佐市3億5,200万円、指宿市が約3億4,000万円、南九州市が2億8,000万円であり、霧島市の実績では9,675万9,000円という状況であります。他市が政策的に国保税引き下げに努力している状況ではありますが、県下第2の霧島市でも取組を強めるべきであると思えます。本陳情書は市民の当然の願いでありまして採択すべきだということを明確にして、私の討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

反対者の発言を許可します。[「なし」と言う声あり] 討論を終わります。採決します。陳情第5号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○委員長（平原志保君）

起立者2名、起立者少数と認めます。したがって、陳情第5号は、不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

ただいま議案及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（池田 守君）

陳情第4号の清水保育園の民営化に伴う陳情書は不採択となりましたけれども、執行部のほうは今からもいろいろと努力するというので、6月に提案したいという方向でありましたけれども、それまでにしっかりと職員及び保護者の方々の理解を得られるように努力をしていた

だくようにお願いしたいと思います。

○委員（徳田修和君）

先ほど討論でも申し上げましたけれども、国保に関しては制度自体の見直しを一刻も早くするものでありますので、執行部としましても、しっかりとした働き掛け、声掛けをしていくよう、付け加えておいてください。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。[「なし」と言う声あり] それでは、お諮りします。委員長報告については委員長に一任いただけますでしょうか。[「異議なし」と言う声あり] それではそのように致します。以上で審査を終わります。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、いかが取り計らいましょうか。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時28分」

---

「再 開 午後 4時30分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。では、所管事務調査は行うということに致します。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他として皆様方から何かありませんか。[「なし」と言う声あり] ないようですので、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保